

政治活動 マニュアル



日本労働組合総連合会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

TEL : 03-5295-0524 FAX : 03-5297-2763

e-mail : jtuc-seiji@sv.rengo-net.or.jp

URL : <http://www.jtuc-rengo.or.jp/>



(2010年4月)

はじめに

2009年8月の第45回衆議院選挙で、民主党は国民の圧倒的な支持を得て勝利し、民主・社民・国民新の3党連立による鳩山政権が誕生、連合結成以来の悲願であった政権交代が実現しました。鳩山政権は、「国民の生活が第一。」をスローガンに掲げたマニフェストの着実な実行に向けて力を尽くしており、国民からも強い期待が寄せられています。

しかしながら、世界中を席卷した新自由主義が残した傷跡はあまりにも深く、歪んだ成果配分、非正規労働者の急増、格差拡大と貧困の深刻化の果てに、わが国はいまなお、景気・消費の低迷、劣悪な雇用情勢など、多くの問題に直面しています。

連合は、景気・消費の回復、雇用安定と尊厳ある労働の確立、貧困問題の解決、セーフティネットの再構築など、政策・制度の実現に取り組んできました。また、新たに「希望と安心の社会づくりキャンペーン」もスタートさせます。

連合が支援する民主党を中心とした政権が打ち立てられたいま、「労働を中心とした福祉型社会」と国民本位の政治の実現のために、連合が果たす社会的役割と求められる責任は大きく、その政治活動の意義もまた極めて重要となっています。

連合の政策・制度要求を実現させ、安心・公正な社会をつくっていくためにも、連合は、今夏の第22回参議院選挙で総力をあげて勝利をかちとり、鳩山政権を盤石なものにしなければなりません。そのためには、組合員の政治啓蒙を行うリーダーを養成し、組合員ひとりひとりが連合の政治活動や遵守すべき法令を理解し、積極的に活動に取り組んでいく必要があります。

この「政治活動マニュアル」は、労働組合の政治活動や選挙運動、連合の政治方針や運動方針について、わかりやすくコンパクトに解説しています。リーダーや組合員を対象とする各種政治研修のテキストとしてご活用ください。労働組合の政治活動への理解を深め、積極的な取り組みの基盤づくりの一助となれば幸いです。

2010年4月
連合政治センター

C O N T E N T S

第1章 連合の政治活動を知ろう！

- 1. 連合はなぜ政治活動に取り組むの？ 2
- 2. 労働組合の政治活動、選挙運動って何？ 3
- 3. 連合の政治方針はどうなってるの？ 4
- 4. 連合はなぜ民主党支援、基軸なの？ 5

第2章 選挙運動を知ろう！

- 1. 選挙の仕組みはどうなってるの？ 6
- 2. 公職選挙法って何？ 9
- 3. 公職選挙法上の政治活動と選挙運動の違いは 10
- 4. 立候補(公示(告示)前に)できること・できないこと 11
- 5. 選挙運動(公示(告示)後に)できること・できないこと 13
- 6. 「連座制」って何？ 26
- 7. 連合推薦候補者の必勝のために～誰にでもできる選挙運動～ 29
- 8. 棄権防止運動 / 期日前投票について 30

第3章 「事例」でみる選挙運動のポイント

- CASE1. 選挙運動に従事したアルバイトへの報酬支払い事件 34
- CASE2. 組合員による戸別訪問事件(戸別訪問と個々面接の違い) 35
- CASE3. 組合員への交通費支給事件(組合活動と選挙運動) 36
- CASE4. 市議員による供応事件(買収と連座制) 37
- CASE5. 個人ビラ各戸配布事件(法定ビラの配布方法) 38
- CASE6. ゴルフコンペへの優勝杯寄贈事件(議員による寄附行為) 39
- CASE7. 組合委員長名による親書送付事件(文書、Eメールによる選挙運動) 40

第4章 政治資金について

- 1. 政治資金の何を規正するの？ 41
- 2. 政治資金の流れ / 寄附行為にはどんな制限があるの？ 43
- 3. 政治資金パーティーに関する制限は？ 45

第5章 資料編

- 連合の政治方針 46
- 2010～2011年度 連合運動方針 総論 50
- 2010～2011年度 連合運動方針 各論その6 政策実現に向けた政治活動の強化 53

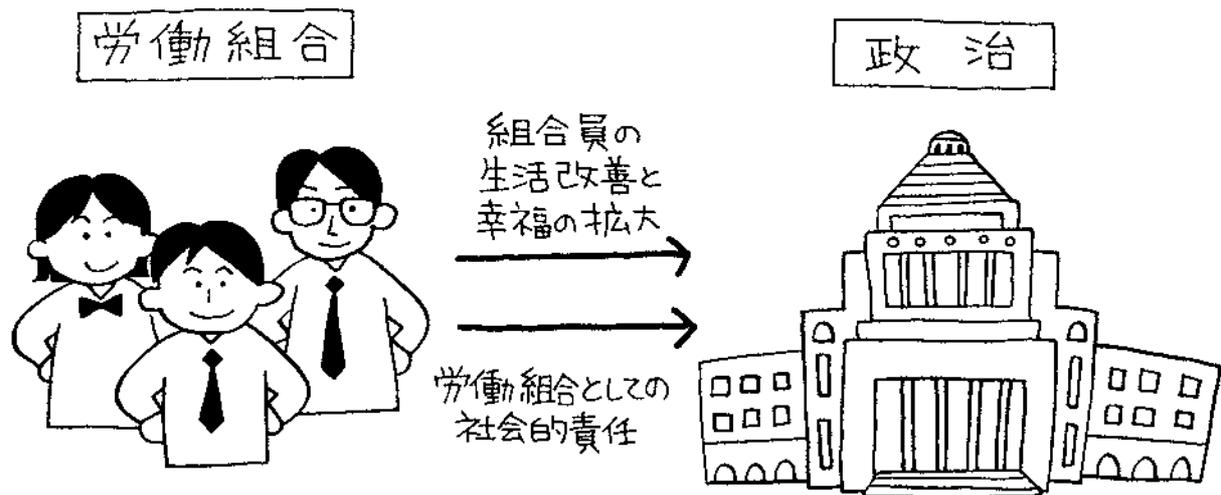
1 連合はなぜ政治活動に取り組むの？

連 合が政治活動に取り組む理由。それは、組合員と家族の暮らしを改善し、幸せを拡大するためです。労働組合は、賃金や労働条件の維持向上の取り組みを行っていますが、私たちの暮らしは、職場の中で労働諸条件の維持向上に取り組むだけではよくなりません。

税制、雇用、社会保障、環境、平和、安全…。こうした問題は国や地域社会の政治・経済のあり様によって大きな影響を受けており、私たちが自らの生活を改善し、幸せを追求しようとするなら、企業・会社の外に出て、積極的に政治や経済に関わっていく必要があります。政治活動は、その代表的なものであり、連合は組合員の生活改善、幸せの拡大を目的に政治活動に取り組んでいます。

労 働組合としての社会的責任を果たすこと。このことも連合が政治活動に関わる理由のひとつです。民主主義社会では、個人も組織・団体も社会に対して一定の役割と責任を果たすことが求められています。特に連合のように巨大組織の場合、その力と存在に見合った責任が求められるのは当然で、政治活動は連合が自らの社会的責任を果たす活動でもあるのです。

このことは、労働組合に結集する組合員一人ひとりの視点からみても当然のことだといえるでしょう。なぜなら一人ひとりの組合員は、労働者であると同時に、国民であり、地方自治体・地域社会を構成する市民でもあるからです。労働組合が常に組合員の視点に立って活動する組織である以上、国民・市民である組合員と同じ政治的課題を共有し、ともに歩んでいくことは労働組合として自然なことです。連合は、労働組合の目的・役割を積極的に果たすために政治活動に取り組んでいるのです。



2 労働組合の政治活動、選挙運動って何？

労 働組合の政治活動というと「選挙運動」を思い起こす人が多いかもしれませんが。しかし、政治活動と選挙運動はイコールではありません。政治活動の大きな柱の一つに選挙運動があるのは事実ですが、その他にも、政策を立案し実現する活動、政治教育活動、組織を充実・強化する活動などがあります。

「政策・制度実現活動」は、勤労者・国民の立場に立って政策を立案し、国会をはじめとする各級議会を通してその実現をはかる活動です。また、審議会などに代表を派遣し、行政に私たちの意見の反映をはかる取り組みも、重要な政策実現活動の一つだといえるでしょう。

「政治教育活動」は、組合員に政治活動の重要性を理解してもらい、選挙運動などの取り組みに参加してもらうための活動です。「なぜ政治活動に取り組むのか」「なぜ民主党支援なのか」「連合の取り組みはどうなっているのか」...。単組・構成組織・ナショナルセンターの各レベルで、さまざまなテーマに関するたゆみない教育活動を行うことが、充実した政治活動の基盤になります。

「組織強化活動」は、労働組合にとって日常の取り組みであり、必ずしも政治活動と呼ぶべきものではないかもしれませんが。しかし、民主的な組織運営や成果を引き出す日常的な活動を積み重ねることで組合員の執行部に対する理解と信頼は向上し、政治活動への参加と協力を得る基盤となります。そして、こうした信頼の上に立った政治活動は、組織に活力を与え、組織強化の大きな力となります。

選 挙運動は、文字通り選挙に関する取り組みであり、私たちの意見を反映させ、私たちの政策の実現をはかるために組織内外の候補者を推薦し、様々な支援活動を行って、当選させる活動です。

具体的には、候補者の推薦決定、昼休みの職場集会、夕方の全員集会、機関紙誌や政治研修会による紹介・周知徹底、候補者後援会加入活動、そして最終的には選挙本番の取り組みなどが該当します。

また、職場の外に出て直接、民主党を支えたり、推薦議員を支援する活動、さらには、衆・参議院選挙、都道府県議会や市町村議会選挙が行われる際に推薦議員の当選のために活動を行うことも選挙運動としてとらえられます。

■ 労働組合の政治活動

| 活 動 | 主 な 活 動 内 容 |
|---------|-------------------------------|
| 政策実現活動 | 政策立案、政策・制度実現要求、審議会への参加など |
| 政治教育活動 | 執行部の指導による各レベルでの政治研修会・講演会の開催など |
| 組織強化活動 | 政治活動・選挙活動を通じた組織の活性化、強化 |
| 選 挙 運 動 | 各級選挙での候補者推薦など |

3 連合の政治方針はどんななの？

連 合の政治に関わる方針は3本の柱で成り立っています。もっとも基本となるのは「連合の政治方針」で、第3回定期大会で策定し、その後第6回定期大会で政治センターが発足した段階で改訂、さらに、第8回定期大会で改訂を行いました(p.46に全文掲載)。

また、連合では2年に一度運動方針を策定しますが、その中でも「政治活動」に関する項目を設け、2年間の重点課題や政党との関わりなどについての方向性を定めています(p.53に全文掲載)。

さらに、衆議院選挙や参議院選挙などの国政選挙や統一地方選挙が行われる際には、選挙に対する基本的方針や具体的な対応などを決定し、活動方針を策定します。

3.連合選挙対応方針

- 国政選挙（衆議院選挙と参議院選挙）ごとに決定
- 4年に一度の統一地方選挙ごとに決定
 - ▶ 選挙戦の基本的方針
 - ▶ 具体的な対応
 - ▶ 選挙態勢の確立と具体的なスケジュール

2.連合運動方針

- 連合定期大会（2年に一度）で決定
 - ▶ 重点課題（選挙の闘い）
 - ▶ 政党との関係
 - ▶ 政権との関係
 - ▶ 政策協議と議会对策
 - ▶ 連合推薦議員との連携

1.連合の政治方針

- 第3回定期大会で策定（1993.10）
- 第6回定期大会（政治センター発足時）で改訂（1999.10）
- 第8回定期大会で改訂（2003.10）
 - ▶ 連合の政治理念と政治的役割
 - ▶ 国の基本政策に関する連合の態度
 - ▶ われわれの求める政権の樹立、定着、発展
 - ▶ 労働組合の政治活動と政党との関係

4 連合はなぜ民主党支援、基軸なの？

労 働組合と政党とは性格と機能が異なり、相互に独立・不介入の関係であることはいうまでもありません。しかし、政党政治、議会制民主主義を前提にした社会である以上、連合が考える政策・制度を実現するためには、政党および政治家への働きかけが重要です。

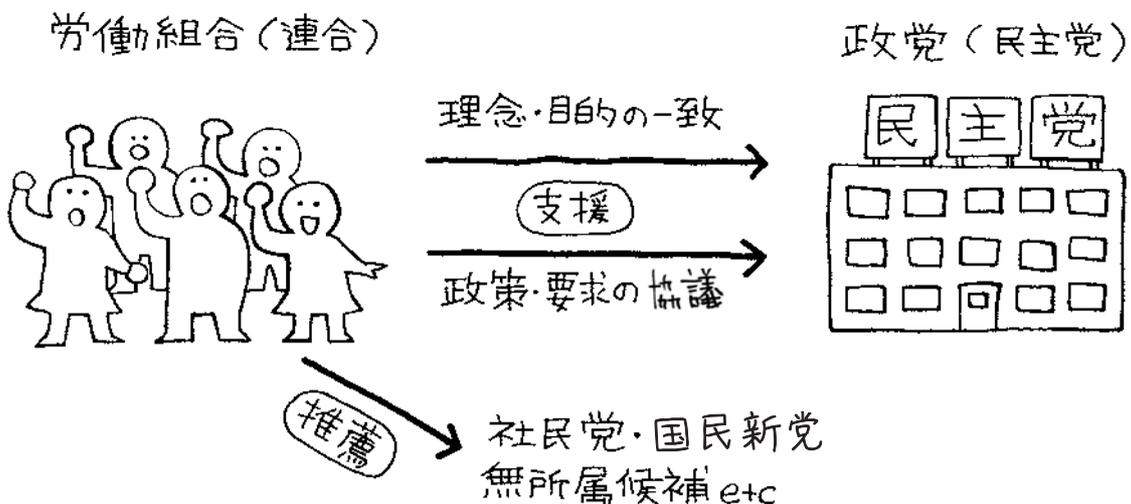
連合は、「政治方針」で「『ゆとり・豊かさ・社会的公正』の実現に努力する労働組合にとって望ましい政党および政治家を支援し、選挙協力をすすめる」ことを決定しました。現在、2年に一度策定される運動方針や選挙ごとに出す選挙方針では「民主党基軸」を明記しています。

政 党と協力する基準は、理念や目的、政策の一致にあります。民主党は、めざすべき社会として「自立した個人が共生する社会」などを掲げており、その基本理念・姿勢は「自由・公正で平和な社会づくり」を掲げる連合の理念や目的と多くの点で共通しています。また、政策についても方向性や基本部分は同じであり、連合は、自らの政策を実現するための基軸政党として民主党支援を明記しているのです。

また連合は、「政権交代可能な二大政党的体制」をめざしています。2009年8月の第45回衆議院選挙では、「国民の生活が第一。」を掲げた民主党が圧勝し、政権交代を果たしました。国民政党としての幅と多彩さを持つ民主党は、有権者の拒否度がもっとも少ない政党であるなど、多様な意識をもった組合員で構成される労働組合としても支援しやすい政党だといえます。

現 在、連合は、民主党政権と定期的に協議を行っています。また、連合構成組織が擁している国会議員70人で連合組織内議員懇談会を結成していますが、その多くが民主党に所属しています。

なお連合は、社民党、国民新党はじめ無所属の人たちも推薦しており、現在連合が推薦している国会議員は364人にのぼっています。



1

選挙の仕組みはどうなってるの？

選 挙運動を理解するためには、まず、選挙の仕組みを知っておく必要があります。選挙には衆議院選挙や参議院選挙などの国政選挙と、都道府県や市町村などの自治体(地方)選挙があります。

衆議院選挙

■ 任期：4年(解散になると任期途中でも選挙を実施)

■ 定数：480人(小選挙区300人、比例代表180人)

■ 選挙運動期間：公示から投票日の前日までの12日間

〔小選挙区〕— 全国を300の小選挙区に分けて実施

— 各選挙区の定数は1

— 候補者1人の氏名を記入

〔比例代表〕— 全国を11の選挙区(ブロック)に分けて実施

— ブロックごとの人口に比例して定数を配分

— 政党名を1つ記入

〔最高裁判所裁判官国民審査〕

憲法上の制度で、投票の結果、過半数以上罷免(解職)するべきであると国民が判断した場合に裁判官を罷免することができる制度。罷免すべきと思う裁判官の氏名の上覧に×印を記入。

衆議院の投票方法

■ 小選挙区選挙

▶ 候補者氏名を記入

| |
|------|
| 候補者名 |
|------|

■ 比例代表選挙

▶ 政党名を記入

| |
|-----|
| 政党名 |
|-----|

■ 最高裁判所裁判官国民審査

▶ 罷免した方がよいと思う裁判官の氏名の上覧に×印を記入

| | | | |
|------|------|------|------|
| × | | | |
| 裁判官A | 裁判官B | 裁判官C | 裁判官D |

参議院選挙

- 任期：6年(3年に一度、定数の半数を改選)
- 定数：242人(選挙区146人、比例代表96人)
1回あたりの改選数：121人(選挙区73人、比例代表48人)
- 選挙運動期間：公示から投票日の前日まで17日間

〔選挙区〕— 各都道府県の区域を通じて実施
— 各選挙区で1～5の定数
— 候補者1人の氏名を記入

〔比例代表〕— 全国を単位として実施
— 候補者名と政党名の投票を合算し、その割合に応じて各政党に定数を配分
— 候補者1人または政党名(政治団体名)を1つ記入

政党または政治団体が候補者を届け出る際に提出する候補者名簿にもとづいて、政党などごと
に得票数に比例して当選者数が決まり、政党などの名簿の中から個人の得票数が多い順に当
選人を決める非拘束名簿式制度を採用。

■ 参議院の投票方法

■ 選挙区選挙

- ▶ 候補者氏名を記入

候
補
者
名

■ 比例代表選挙

- ▶ 候補者氏名または政党名を記入

候
補
者
名
また
は
政
党
名

自治体(地方)選挙／統一地方選挙

地方公共団体の長(知事・市長・区長・町長・村長)および議会の議員(都道府県議・市議・区議・町議・村議)の選挙で、基本的には法律にもとづいて各団体がそれぞれに期日を定めて執行します(特例を定める法律によって、4年ごとに全国的に期日を統一して行われることがあり、これを統一地方選挙と呼びます)。

- 任期：4年(解散になると任期途中でも選挙を実施)
- 定数：首長は各1、議会の議員は各自治体によって異なる
- 選挙運動期間：告示から投票日の前日までの期間は右の通り

| | | |
|----------|------|------|
| 都道府県 | 知事選挙 | 17日間 |
| | 議員選挙 | 9日間 |
| 政令指定都市 | 市長選挙 | 14日間 |
| | 議員選挙 | 9日間 |
| 政令指定都市以外 | 市長選挙 | 7日間 |
| | 議員選挙 | |
| 特別区 | 区長選挙 | 7日間 |
| | 議員選挙 | |
| 町 村 | 長選挙 | 5日間 |
| | 議員選挙 | |

※政令指定都市とは、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡の各市、特別区とは東京都の23区をいいます。



2 公職選挙法って何？

選 挙は、国または地方自治体の代表者を選ぶ大切な行為です。そのため、選挙を実施する際のさまざまなことからは「公職選挙法」で定められています。

もともと、公職選挙法の条文は膨大で、さらに関連法規を加えると、読むだけでも数日もかかってしまいます。しかも、特定の人たち(選挙管理委員会関係者、候補者・出納責任者、政党関係者など)が注意すべき事項に関する記述が大半で、一般的な選挙運動に取り組む人にとっては直接関係のない条文が多く書かれています。

しかし、第14章の「選挙運動」や第16章の「罰則」などの記載については十分理解しておく必要があります。とくに、最近では選挙運動をめぐる違反行為によって罰せられたり、「連座制」(p.26参照)によって議員本人が直接違反していなくても、当選が無効になるケースもあるため、十分な注意が必要です。

『公職選挙法』には何が書いてあるの？

公職選挙法は国会議員(衆議院議員、参議院議員)・首長・地方議員などの選挙の実施に関する基本的ルールを定めた法律です。

全部で第1章～第17章の275条からなっており、具体的には、公職選挙法の原則、選挙管理機構の組織と権限、選挙権および被選挙権、選挙区、選挙人名簿、選挙期日、投票、開票、公職の候補者、当選人、選挙運動、選挙訴訟、罰則などが記載されています。



公職選挙法
 ・国政・地方選挙のルール
 ・選挙運動
 ・罰則

当選
 議員

× 知らない、ルール無視



当選が無効に!?

3 公職選挙法上の政治活動と選挙運動の違いは

公 職選挙法では、「政治活動」と「選挙運動」とを明確に区別しています。
「公職選挙法」では、

「政治活動」…政党その他の政治団体等がその政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発等を行うこと
「選挙運動」…特定の選挙につき特定の候補者を当選させるために他者に働きかける行為

と定義しており、「選挙運動」についてはさまざまな規制が加えられています。そこで、公職選挙法上の「政治活動」とは「政治上の目的をもって行われる諸行為の中から選挙運動を除いた一切の行為」、また「選挙運動」は、次の「3要素」を持った行為と整理する必要があります。

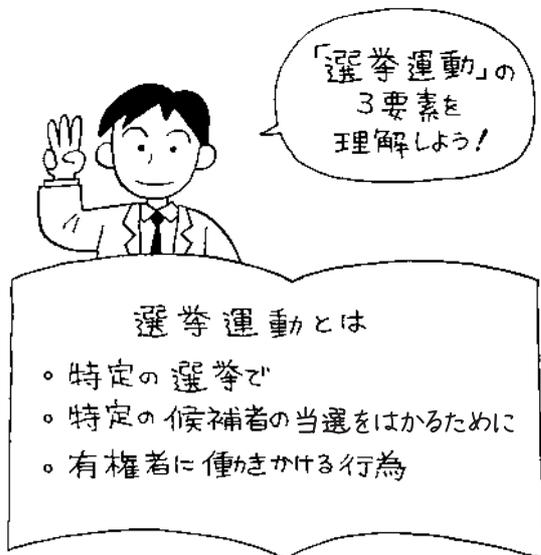
〔選挙運動の3要素〕

- 特定の選挙で
- 特定の候補者の当選をはかるために
- 有権者に働きかける行為

選 挙運動に関してさまざまな摘発が行われるのは、こうした規制に違反した行為が行われているためです。逆にいえば、政治活動は自由であるとの意識を持ち、公職選挙法の規制(若干の基礎知識があれば十分です)を理解しておけば、効果的で違反に問われない活動を行うことができます。

例えば候補者ポスターに 選挙と明記しなければ、それは「選挙の特定」になりませんから「選挙運動」にはなりません。また、ポスターを会社や組合の中だけに掲示し、外部の第三者に見えないようにすれば、それは「選挙人に働きかけ」たことにはならないため選挙違反とはならないでしょう。

さらに、選挙の際には、ポスターや看板を製作したり、選挙事務所や自動車などの借り入れ交渉などを行う場合がありますが、これらの選挙運動の準備行為も「選挙人に働きかけない」活動であるため、選挙運動にはなりません。



■少しでも疑問があったら…

選挙運動を進める上で分からない点、疑問な点があったら、ひとりで判断せず、速やかに顧問弁護士などの専門家に相談しましょう。緊急時に連絡がとれるような体制づくりが、違反に問われない効果的な選挙運動を可能にします。

■問い合わせ先

| | |
|----------|--------------|
| 総務省選挙課 | 03-5253-5566 |
| 民主党本部 | 03-3595-9988 |
| 連合政治センター | 03-5295-0524 |

※上記以外にも問い合わせ先として

- ・都道府県・市区町村の選挙管理委員会
- ・明るい選挙推進協会
- ・地方連合会
- ・構成組織本部

などがあります。

4 立候補〔公示(告示)〕前にできること・できないこと

公 職選挙法は、選挙に関するルールを定めた法律です。ルールである以上、やっていいことと、やってはいけないことが記載されています。そして、そのルールは立候補後の選挙運動にとどまらず、立候補以前の活動に対してもいくつかの規制を設けており、選挙に向けた活動に携わる際には十分な注意が必要です。

! 「事前運動」とみなされる活動は禁止されています！

公職選挙法で禁止されている立候補前の活動とは、いわゆる「事前運動」といわれるもので、その名の通り、立候補届出前に、「特定の選挙で」「特定の候補者を当選させるために」、「直接または間接的に有権者に働きかける行為」をいいます(ここでも、「選挙運動の3要素」をしっかりと理解しておくことが大切です！)。

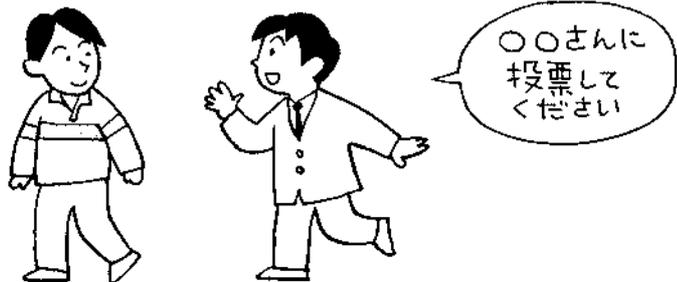
? どんな活動が「事前運動」になるの？

1. 「〇〇さんに投票してください」という行為

「特定の選挙で、特定の候補者を当選させるために、有権者に働きかける行為」はすべて「事前運動」になります。

特定の候補者の名前を有権者に知らせるだけでも、当選を目的とした行為であれば選挙運動に当てはまる場合があります(境界線は極めて微妙ですが...)

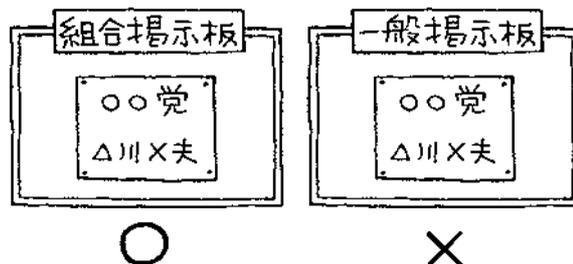
× 立候補前の
事前運動



2. 事前ポスターの掲示

選挙運動に該当しない政治活動でも、選挙前一定期間は事前の個人ポスターの掲示は禁止されます。しかし、政党の演説会告知ポスター(いわゆる二連・三連ポスター)は、選挙の始まる日まで掲示しておくことができます。

組合が推薦した候補者を紹介するために、組合などの掲示板上に室内用として掲示することは認められています。



！こんな活動なら、立候補届出前でもOKです！

政治活動

政治上の主義や施策・政策を推進・支持することや、組合として候補者を推薦・支持することは、立候補の届け出前でも行えます。

組合内部の活動

組合が候補者を推薦決定したことを組合で行われている通常の方法(組合集会、掲示板への掲示、組合の新聞、組合員向けのインターネットなどを利用)で通知できます。

ただし、普段から掲示板や新聞、インターネットで連絡事項を通知していない場合は認められません。

立候補・選挙運動準備行為

政党の公認を求めること、選挙運動費用の調達、選挙運動員の任務の割り振り、選挙事務所や個人演説会場の借り入れの交渉、看板の作成やポスターの印刷などは準備行為として認められています。

後援会活動

政治的な活動を支援するため後援会を作ることや、後援会の加入を親戚や友人、知人、あるいは隣近所の人々にすすめることは問題ありません。また、後援会の会合を開くことも認められています。後援会ニュースなどの定期刊行物の発行や会員間の連絡も認められますが、直接選挙運動になる記事は掲載できないので注意が必要です。なお、後援会の会合などで食事を提供することは、選挙目的の会合の場合は、供応とみなされ違法です。

活動・運動にかかる費用

労働組合が事前に日常活動の一環として政治活動に取り組んだ場合、その費用を労働組合の会計で処理することは可能です。しかし、後援会活動にかかった費用を負担することはできず、また選挙運動に関わる支出をすることはできません。また、労働組合が政治家個人へ寄付することはできませんので、注意が必要です(政治資金規正法)。なお、組合が職場に呼びかけて選挙ボランティアを募ることは可能ですが、そのために給与が減額されたときに補填することは、公職選挙法との関係で問題になることがあり、避けるべきです。本来のボランティアであれば、公職選挙法上、問題はありませなし、その場合、人数の制限もありません。

- ① 主義・政策の推進・支持
- ② 候補者の推薦・支持
- ③ 推薦候補者名を
通常の方法で通知



Columun 選挙前の文書図画に関する規制とは？

個人や団体が、選挙運動でなく、政治活動として文書を利用することは本来自由であり、政治活動として行われる演説会や政策発表会などを告知するチラシやポスターを使用することはできます。

ただし、政治活動に使用されるものであっても、候補者などの氏名または氏名が類推されるような事項を表示する看板やベニヤ板などで裏打ちされたポスターなどについて一定の制限があります。また、政治家の個人ポスターは、当該選挙区内に、選挙期日前の一定期間(6カ月間)内は提示することができません。

5

選挙運動〔公示(告示)後に〕でできること・できないこと

公示(告示)後の選挙運動にはさまざまなルール・規制が設けられています。また、連座制といって、候補者本人が直接関与しなくても、支援者・団体に違反行為があった場合に当選が無効になるルールもあるので注意が必要です。選挙運動でできることは、候補者カーの運行や演説会の開催、選挙事務所をつくったり、公選はがきを書いたり、ポスターを貼ることです(p. 18 ~ p. 20参照)。

以下、具体的にできることとできないことを整理してみましょう。

(1) 選挙運動

ア. 街頭演説

街頭、公園、空き地などで、多数の人に向かって選挙運動のために行う演説を「街頭演説」といい、街頭演説を行うときは、選挙管理委員会から交付された標旗を掲げ、その場にとどまって行わなければなりません。ただし、次のようなルールが定められています。

選挙運動員は、演説を行う場所ごとに15人以下、腕章を着ければOK

連呼はOK

× 学校、病院、診療所、その他療養施設の周辺では騒がしく、長時間の演説は禁止

× 街頭演説の場所では、ポスター、看板などを掲示することは禁止

選挙運動自動車に取り付けてあるポスター、看板などは可

イ. 連呼

個人演説会や街頭演説、選挙運動に使用される自動車(午前8時から午後8時まで)での連呼はOK

× 上記以外の選挙運動のための連呼は禁止

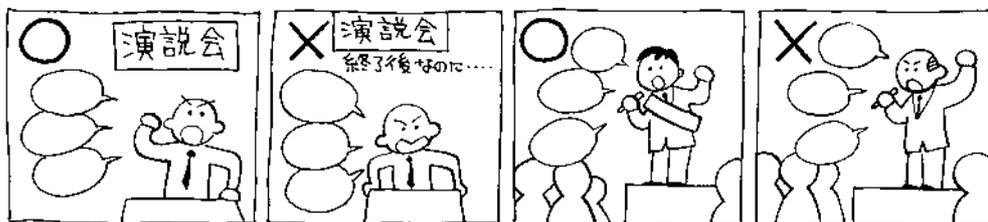
〔こんなことにも注意が必要です〕

演説会の開催時間中や幕間演説での連呼はOK

× 開始前、終了後は禁止。会場の外に向かっての連呼も禁止

候補者などと街頭演説用・乗車用の腕章をつけた人の連呼はOK

× それ以外の人は禁止

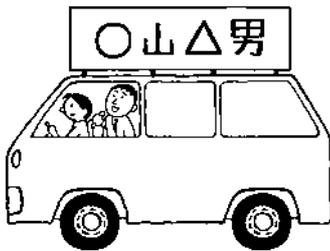


ウ. 氣勢を張る行為

× 選挙運動のために注目を集めようと自動車を連ねたり、隊列を組んで往来したり、サイレンを鳴らす行為は禁止

エ．自動車・拡声機の使用

表示板を拡声機の下部など自動車前面の見やすいところに取り付ければOK



× 乗車用腕章(交付4枚)を着けていない人が自動車に乗るのは禁止

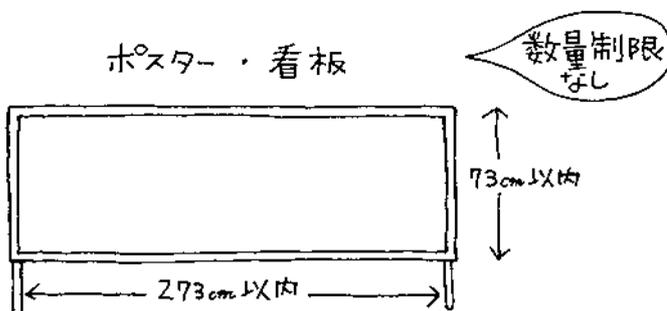
候補者、運転手は着ける必要はありません。

自動車に乗車できる人数は、候補者、運転手1人、乗車用腕章を着けた運動員(4人以内)の合計最大6人です。



選挙運動用の自動車に取りつけるポスター、看板は条件を満たせば掲示OK

ポスター・看板 / 273cm × 73cm以内、枚数制限なし



オ．幕間演説

会社や工場の休憩時間、映画や演劇の幕間などに、候補者や第三者などが、たまたまそこに集まっている人に向かって行う選挙運動のための演説を「幕間演説」といいます。

幕間演説は、あらかじめ聴衆を集めて行う「演説会」ではないため、自由に行うことができます。また、組合主催の討論集会の合間に組合が推薦している候補者を呼んで、政治報告やあいさつをしてもらうことも可能です。

〔公示(告示)前にはこんなことにも注意が必要です〕

- × 候補予定者が、組合の集会で投票を呼びかけることは「事前運動」のため禁止
- 候補予定者が、政治情勢報告をしたり、政治上の所信を説明することはOK

〔公示(告示)後にはこんなことにも注意が必要です〕

- 公示(告示)後は、幕間演説や候補者主催の個人演説会はOK(選挙運動として投票依頼が中心)
- 組合主催の集会は自由に開催できるが、選挙のための演説会は公選法の制限に該当するので注意が必要

カ．ビラの配布

ビラの配布は、衆議院の比例代表選挙と小選挙区選挙、参議院の比例代表選挙と選挙区選挙、それぞれに種類・枚数などの制約条件に違いがあります。また、それぞれに規制があるので注意して下さい。

政党の政策ビラなど、ポスティングが認められているビラを、敷地内(集合住宅も含む)の郵便受けに入れるのはOK(新聞や郵便物と同じ扱いです)

オートロックの集合住宅で、ロックの外の郵便受けに投函するのはOK

ただし、退去を求められるなどの注意を受けた場合は従ってください。

- × オートロックの中まで入って投函するのは違法

キ．選挙運動用はがき

選挙運動用はがきは、公選法で枚数が制限されており、これ以外のはがきを選挙のために郵送することはできません。選挙事務所で選挙運動用はがきをもらって、推せん人として知人・友人の宛名を記入し、選挙事務所に持ち込みましょう。

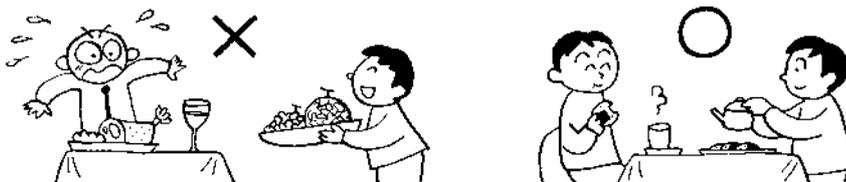
選挙運動用はがきは直接ポストには投函できませんので、選挙事務所から郵便局に差し出してもらいましょう。

ク．飲食物の提供の禁止

- × 選挙運動での飲食物提供は原則として禁止

せんべいやまんじゅうなどの「お茶うけ」程度、通常用いられる程度の提供はOK

選挙事務所で法律で決められた数の弁当を提供することはOK



ケ. 戸別訪問

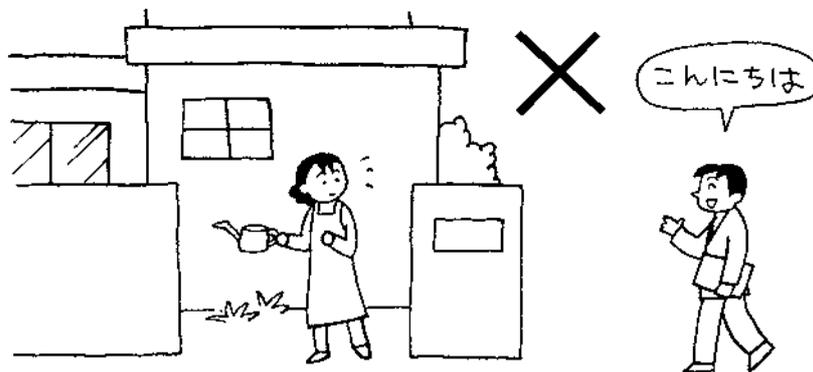
× 戸別訪問(有権者の家を訪ねて、投票を依頼したり投票をさせないように依頼するような行為)はすべて禁止

「戸別訪問」禁止の対象には、住宅だけでなく会社や工場なども含まれます。

〔次の行為も『戸別訪問』に該当します〕

選挙運動のために戸別に演説会の開催や演説を行うことについて告知すること

選挙運動のために戸別に特定の候補者の氏名もしくは政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと



「戸別訪問」と「個々面接」の違いって何？

商店、病院などで、その店員、医師などが来客者に投票を依頼したり、あるいは街頭で行き会った人やバス、電車、デパートの中でたまたま出会った知人などに投票の依頼をする行為を「個々面接」といいます。

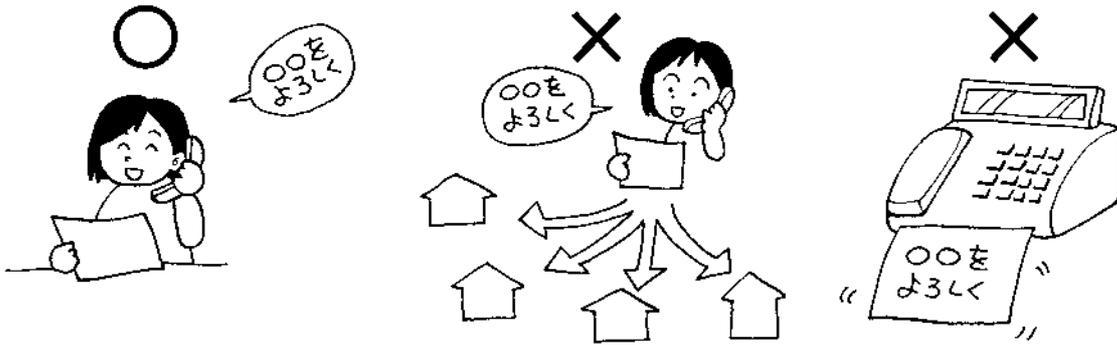
「個々面接」は、「戸別訪問」と非常に似ています。とくに会社や工場への「戸別訪問」と、会社や工場たずねてきた人に出会った人に投票を依頼する「個々面接」とではその区別がつきにくくまぎらわしく感じられますが、「個々面接」と解される行為は禁止されていません。

ただし、選挙期日の公示・告示前に行えば、事前運動として処罰されるため注意が必要です。

コ. 電話による選挙運動

ボランティアが電話を使って選挙運動をすることは自由

- × ファックス、電子メールなどを使った選挙運動は文書図画の使用規制を受けるため禁止
- × アルバイトに日当を支払って電話をかけてもらうことは買収になり禁止



〔こんなことにも注意が必要です〕

電話による選挙運動は、選挙期間中自由に行うことができますが、候補者や総括主宰者などから指令を受けて実施する場合は、その料金は選挙運動費用に算入されることに注意を払ってください。

サ. インターネット(ホームページ)での政治活動

選挙運動にあたらぬ純粋な政治活動として活用することはOK

候補者の紹介が載っているホームページの選挙期間中の開設や書き換えは、選挙運動とみなされる場合があるため注意が必要

■ 衆議院選挙における選挙運動の規制一覧

| | 衆議院小選挙区選挙 | | 衆議院比例代表選挙 |
|---------------------|---|---|--|
| | 候補者届出政党等 | 候補者個人 | 名簿届出政党等 |
| 選挙事務所 | ・選挙区ごとに1箇所(ただし、選挙区によって3箇所まで可) | ・1箇所(ただし、選挙区によって3箇所まで可) | ・選挙区の都道府県ごとに1箇所 |
| 自動車・船舶・拡声機 | ・都道府県において届出候補者3人まで各1(届出候補者が10人増えるごとに各1追加) | ・自動車又は船舶を通じて1 ・拡声機1そらい | ・選挙区において届出候補者数5人まで各1(届出候補者が10人増えるごとに1追加) |
| 通常葉書 | ・20,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じた枚数以内 | ・35,000枚以内 | ————— |
| ビラ | ・種類制限なし ・40,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じた枚数以内(ただし候補者を届け出た選挙区において40,000枚以内) ・規格制限あり(42.0cm×29.7cm：A3判以内) | ・2種類以内 ・70,000枚以内 ・規格制限あり(29.7cm×21.0cm：A4判以内) | 選挙区において ・2種類以内 ・枚数制限なし ・規格制限なし |
| ポスター | ・1,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じた枚数以内(ただし候補者を届け出た選挙区において1,000枚以内) ・規格制限あり(85.0cm×60.0cm：A1判以内) | ・ポスター掲示場ごとに1枚 ・規格制限あり(42.0cm×30.0cm：A3判以内、個人演説会告知用ポスターと合わせて作成する場合は42.0cm×40.0cm以内) | 選挙区において ・3種類以内 ・500枚に当該選挙区における候補者数を乗じた枚数以内 ・規格制限(85.0cm×60.0cm：A1判以内) |
| 新聞広告 | ・当該都道府県における届出候補者数(16人を超える場合は16人)に応じて定められた寸法、回数 | ・9.6cm×2段×5回 | ・当該選挙区における候補者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた寸法、回数〔当該選挙区で2%以上の得票を得た場合に限り無料〕 |
| 政見放送 | ・NHK、一般放送事業者 ・当該都道府県における届出候補者数(12人を超える場合は12人)に応じて定められた時間数以内 | ————— | ・NHK、一般放送事業者 ・当該選挙区における候補者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた時間数以内 |
| 経歴放送 | ————— | ・NHK ・ラジオおおむね10回、テレビ1回 | ————— |
| 個人・政党・政党等演説会 | <政党演説会> ・回数制限なし(ただし、選挙区において同時開催2箇所以内) ・候補者の届出を行わない選挙区においては開催不可 | <個人演説会> ・回数制限なし(ただし、同時開催5箇所以内) | <政党等演説会> ・回数制限なし(ただし、選挙区において同時開催8箇所以内) |
| 街頭演説 | ・停止した車上又は船上及びその周囲 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限はなし | ・演説者がその場にとどまり標旗(候補者1人1本)を掲げる ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限：候補者1人につき15人 | ・停止した車上又は船上及びその周囲 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限はなし |
| 選挙公報 | ————— | ・選挙ごとに1回発行 | ・当該選挙区における候補者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた寸法 |
| 選挙運動用パンフレット(マニフェスト) | ・2種類 ・規格・数量制限なし | ————— | ・候補者届出政党で出さない場合は、名簿届出政党で出せる |

■ 参議院選挙における選挙運動の規制一覧

| | 参議院比例代表選挙 | | 参議院選挙区選挙 |
|-----------------------------|---|--|--|
| | 候補者届出政党等 | 候補者 | 候補者個人 |
| 選挙事務所 | ・都道府県ごとに1箇所 | ・1箇所 | ・1箇所(ただし、選挙区によって4箇所まで可) |
| 自動車・船舶・拡声機 | ————— | ・自動車又は船舶を通じて2 ・拡声機2そろい | ・自動車又は船舶を通じて1 ・拡声機1そろい |
| 通常葉書 | ————— | ・150,000枚以内 | ・小選挙区1に対し35,000枚以内、 超える1ごとに2,500枚追加 |
| ビラ | ————— | ・2種類以内 ・250,000枚以内 ・規格制限あり(29.7cm×21.0cm： A4判以内) | ・2種類以内 ・小選挙区1に対し100,000枚以内、 超える1ごとに15,000枚追加(上限 300,000枚) ・規格制限あり(29.7cm×21.0cm： A4判以内) |
| ポスター | ————— | ・70,000枚以内 ・規格制限あり(42.0cm×30.0cm： A3判以内) | ・ポスター掲示場ごとに1枚 ・規格制限あり(42.0cm×30.0cm： A3判以内、個人演説会告知用 ポスターと合わせて作成する場 合は42.0cm×40.0cm以内) |
| 新聞広告 | ・候補者数(25人を超える場合は 25人)に応じて定められた寸法、 回数〔1%以上の得票を得た場 合に限り無料〕 | ————— | ・9.6cm×2段×5回 |
| 政見放送 | ・NHK ・候補者数(25人を超える場合は 25人)に応じて定められた回数、 時間数 | ————— | ・NHK、一般放送事業者 ・おおむねテレビ5回、ラジオ3 回(テレビ、ラジオを通じて8回) |
| 経歴放送 | ————— | ————— | ・NHK、一般放送事業者 ・ラジオおおむね5回、テレビ1回 |
| 個人演説会 | ————— | ・回数制限なし | ・回数制限なし(ただし、同時開催 5箇所以内) |
| 街頭演説 | ————— | ・演説者がその場にとどまり標旗 (候補者1人6本)を掲げる ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限：候補者1 人につき演説の場所ごとに15人 | ・演説者がその場にとどまり標旗(候 補者1人1本)を掲げる ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限：候補者1 人につき15人以内 |
| 選挙公報 | ・候補者数(25人を超える場合は 25人)に応じて定められた寸法 | ————— | ・選挙ごとに1回発行 |
| 選挙運動用 パンフレット (マニフェスト) | ・2種類 ・規格・数量制限無し | ————— | ————— |

■ 統一地方（都道府県区市町村）選挙における選挙運動の規制一覧

| | 都道府県区市町村 | |
|------------------|---|---|
| | 長選挙 | 議員選挙 |
| 選挙事務所 | ・ 1箇所 | |
| 自動車・船舶・拡声機 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車または船舶を通じて1 ・ 拡声機1そろい | |
| 通常葉書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 : 35,000枚～ ・ 政令市長 : 35,000枚 ・ 区市長 : 8,000枚 ・ 町村長 : 2,500枚 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県議員 : 8,000枚 ・ 政令市議員 : 4,000枚 ・ 区市議員 : 2,000枚 ・ 町村議員 : 800枚 |
| ビラ | (首長選挙のみ) ・ 2種類以内 ・ 知事 : 10万枚～30万枚 ・ 政令市長 : 70,000枚 ・ 区市長 : 16,000枚 ・ 町村長 : 5,000枚 | |
| ポスター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市 : 1,200枚、町村 : 500枚 (ただし、公営掲示板への貼付が強制されている場合は公営。掲示板数まで) | |
| 新聞広告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2回 ・ 横9.6cm×縦2段組以内 | |
| 個人演説会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 回数制限なし ・ 273.0cm×73.0cm (ちょうちんは1個で、高さ85.0cm×直径45cm) | |
| 街頭演説 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 演説者はその場にとどまり標旗を掲げて演説する ・ 時間は午前8時から午後8時まで ・ 人員は候補者、運転者を除き15人以内 ・ 公共施設、鉄道敷地内、病院等では禁止 | |
| 選挙公報 (字数制限なし) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村条例 ・ 告示日から2日以内 ・ 区市町村選管 | |

(2) 選挙運動費用

ア．報酬の支給

選挙運動をする際には、さまざまな人に選挙運動員、選挙事務員または労務者として働いてもらう必要があります。事務員、車上等運動員、手話通訳者、労務者には報酬を支払うことができます。このうち、労務者以外に報酬を支払う場合は、支給する対象者をあらかじめ選挙管理委員会に届けておく必要がありますが、労務者に報酬を支払う場合には事前の届出は必要ありません。

また、支給できる報酬の額は、以下の制限額の範囲内で支給する必要があります。

この額を超えて支給すると買収行為と推定されるため注意が必要です。

選挙運動のために使用する事務員：10,000円以内

車上等運動員：15,000円以内

手話通訳者：15,000円以内

1日50人まで・期間内250人まで（衆議院選挙・参議院選挙の候補者選対の場合）

労務者：10,000円以内

超過勤務手当：基本日額の半額以内

Columun 選挙運動のために使用する「事務員」と「労務者」って何？

公職選挙法では、選挙運動に直接従事する人に対しては、原則として報酬を支給することはできません。しかし、車上等運動員、事務員や労務者に対しては、法令で決められた範囲内で報酬を支給することができます。

ところで、選挙運動のために使用する「車上等運動員」「事務員」「労務者」とは具体的にどのような人々をさしているのでしょうか？ 公職選挙法では、次のように定められています。

「事務員」

選挙運動に関する事務に従事するために雇われた人のことで、街頭演説など直接選挙人に働きかける行為を行う人は含まれません。

「車上等運動員」「手話通訳者」

いわゆる「うぐいす嬢」のように、選挙運動用自動車・船舶に乗って連呼行為などの選挙運動をすることを本来の職務として雇われた人のことです。手話通訳者も同様に扱われます。

「労務者」

選挙運動を行うことなく、立候補準備行為や選挙運動に付随して行う機械的労務（公営掲示板へのポスター貼りや葉書の宛名書き、発送、看板の運搬など）に従事する人をいいます。

上記のうち については、事前に選挙管理委員会への届出が必要です。

イ. 飲食費(弁当代)

下記の条件を満たせば、選挙事務所で弁当を提供してもOK

〔弁当支給の条件〕

提供者：候補者

期 間：立候補の届け出をしたときから投票日の前日までの間

対 象：選挙運動員(応援弁士を含む)および労務者

用 途：選挙事務所で食べるため

場 所：選挙事務所で渡す

数 量：総数 = 45食 × 選挙運動期間

総数以内であれば、どのような配分で弁当を提供してもOK

価 格：「一人につき、1食あたり1,000円以内、1日あたり3,000円以内」の基準に従い、都道府県の選挙管理委員会が定める額

ウ. 実費弁償の支給

選挙運動に従事する人、または選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償の支給については、次のように定められています。

〔選挙運動に従事する者〕

電車代：実費額

宿泊料：1夜につき12,000円以内(食料2食分を含む)

ただし、選挙事務所で弁当を支給した場合は、食料をのぞく。

弁当料：1食につき1,000円以内、1日につき3,000円以内

茶菓料：1日につき500円以内

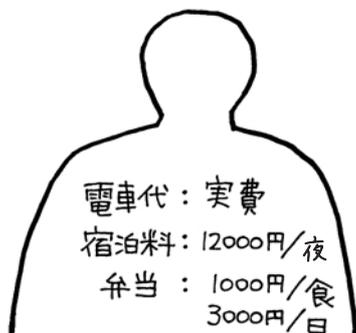
〔選挙運動のために使用する労務者〕

電車代：実費

宿泊料(食料を除く)：1夜につき10,000円以内

弁当料：実費弁償なし

選挙に従事する者



労務者



■ 候補者から報酬・実費弁償を受けることができる人たち

| | 選挙運動の内容 | 報酬(以内) | 実費弁償(以内) |
|---------------|------------------------|--|--|
| 報酬を受けない人 | 選挙運動員 (ボランティア) | 報酬を受けずに、選挙運動に従事する者 | 支払禁止 ①交通費：実費額 ②宿泊料：12,000円(食料2食分を含む) ③弁当料：1日3,000円、1食1,000円(選挙事務所から弁当が支給された場合は対象外) ④茶菓料：1日500円 |
| 報酬を受けることができる人 | 事務員 車上等運動員 手話通訳者 | ①選挙運動のための事務 ②車上・船上における選挙運動のためのうぐいす嬢等 ③手話通訳 ※選挙運動をしてはいけない者を除く ※未成年者不可 | ①10,000円 ②15,000円 ③15,000円 ※1：選管への届出が必要 ※2：選挙により報酬支給人数に制限がある。1日当たり7～50人。期間内総数35人～250人 |
| | 労務者 | 単純な機械的労務(ポスター貼り、葉書の宛名書きや発送、運転手等)に従事する人 ※未成年者不可 | 基本日額：10,000円 超勤手当：5,000円 ※1：届出は不要(ただし収支報告書への記載は必要) ※2：報酬支給人数に制限なし |

※この金額を超える金銭の支給は、実費であってもすべて選挙違反になります。

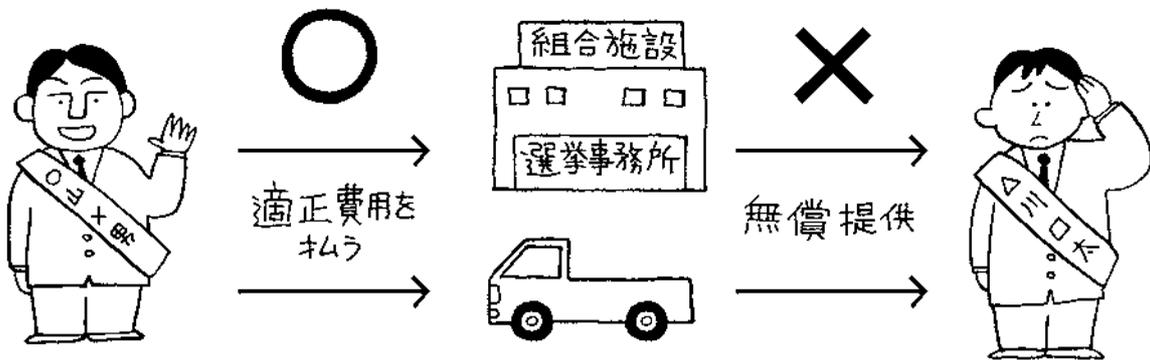
Columun 労働組合が選挙運動に関わる際の注意事項

1. 組織内議員が組合施設を選挙事務所に使うことは可能？

労働組合・会社の施設を選挙事務所に使う場合、また自動車などを借りる場合は、市場価格に見合った費用を支払う必要があります。この場合、労働組合・会社は雑収入として受け入れておく必要があります。なお、労働組合や会社からの無償貸与は、寄附の禁止に当たるので、受けられないことに注意しましょう。

Q 組合員が自らの自動車を使って政治活動や選挙運動をした場合、ガソリン代は請求できますか？

A 労働組合の政治活動の場合は労働組合に、後援会の政治活動の場合は後援会に対して請求可能です。選挙運動期間中は、選挙会計(すなわち選対費用)から運動員への実費支給として、ガソリン代の請求は可能です。



2. 「後援団体」って何？

特定の候補者などの政治上の主義・施策を支持したり、それらの者を推薦・支持することを主な目的としている団体を「後援団体(一般的には「後援会」といいます。また、後援団体は各都道府県の選挙管理委員会に届け出をすることから「政治団体」として取り扱われます。

後援団体については、さまざまな規定がありますが、労働組合と関連することがらとしては、次の点に注意をしてください。

Q 後援団体に労働組合が資金を出せますか。

A できません。企業・団体献金の禁止に当たるからです。政治資金規正法では、労働組合が政党や政治資金団体に献金することは認められていますが、資金管理団体やその他の政治団体、政治家個人に対するものは一切禁止されています。

Q 政治家(組織内議員)の政治活動や選挙運動に対して労働組合としてできる資金援助がありますか？

A 組織として政治資金を提供することはできません。これは前問と同じく、企業・団体献金の禁止に当たるからです。ただし、候補者または後援会に対する直接の寄附を呼びかけることは、個人の寄附行為とみなされるため可能です。その場合、寄附した人の氏名・住所・職業を記録しておく必要があります。

Q 組織内議員の後援会に加入していますが、会員を増やすため加入の勧誘をする場合、注意すべきことがありますか？

A 後援会の加入勧誘行為そのものは、選挙運動とはみなされないため、公示(告示)前・後を問わず実施することが可能です。なお、公務員の場合は、組織的な勧誘の呼びかけにならないよう注意が必要です。

ただし、公示(告示)日直前または公示(告示)期間中の勧誘は、投票依頼行為であるとみなされることがあるため注意が必要です。また、後援会の趣意書、加入申し込み、経歴書などを何らかの名簿を利用して郵送した場合、文書の内容や郵送の時期によっては、配布の本当の目的が投票依頼にあると見なされ、違反行為になる恐れがあります。

Q 政治団体の届出をして候補者の支援者拡大をするのと、労働組合の組織活動の一環として候補者を支える方法のどちらが良いでしょうか？

A 組織外への働きかけやリーフレットなどの作成は後援会(政治団体)の活動とすることが望ましいです。労働組合の組織活動の一環としての政治活動は可能であり、内部に働きかける場合には有効ですが、外部に働きかける場合には限界があります。

3. 動員は？

労働組合の政治活動に関しての動員を、政策制度実現の取り組みと位置づけて活動することは可能です。一般に労働組合が活動の一環として政治に取り組み、その費用を労働組合の会計で処理すれば、問題にならないと考えられます。ただし、選挙運動のための動員に手当を払うのは違法となります。

Q 候補決起集會に組合員を動員しました。動員費支給は、通常春季生活闘争決起集會でも支給しているのですが、通常通り支給しましたが、買収になりますか？ また、交通費は一定額を渡しきりにできますか？

A 通常の組合活動で動員費が支給されることは構いませんが、選挙に関して動員費が支給されれば買収となります。交通費は、選挙前であれば、労働組合の政治活動のための実費としての支給は可能ですが、選挙期間中の場合は、微妙な問題になるため注意が必要です。なお、選挙運動について交通費の実費弁償を行う場合、一定額を渡しきりにした場合は、その金額と実費の差額が買収とされる恐れがあります。また、選挙運動員の交通費を負担するのは、本来は選挙事務所です。

6 「連座制」って何？

連座制とは、候補者と一定の関係にある者(親族など)または選挙運動で重要な役割をはたす者が、買収罪などの悪質な選挙違反を犯して刑に処せられた場合(執行猶予を含む)候補者が直接買収行為などに関わっていなくても、当選している場合は当選が無効になり、当選または落選にかかわらず一定の立候補制限が科せられるという制度です。

具体的に、「連座制」が適用される犯罪行為には次のようなものがあります。

- 買収罪
- 利害誘導罪
- 多数人買収罪・多数人利害誘導罪
- 公職の候補者や当選人に対する買収罪・利害誘導罪
- 新聞・雑誌の不法利用罪
- 選挙費用の法定額違反(出納責任者のみ)

なお、次のような行為も買収罪とみなされます。

- 有権者に食事などを提供する。
- 有権者を観劇などに招待する。
- 候補者の個人演説会に参加してもらうためにバスで有権者を会場まで送る。
- 投票日当日、候補者の陣営が有権者をバスで投票所まで送迎する。
- 車上運動員(うぐいす嬢)に対して法律に定める額を超えて報酬を支払う。
- 選挙運動員に対して実費を超えて実費弁償の名目で金を支払う。
- 法律上報酬を支給することができる選挙運動員以外の選挙運動員に、選挙運動の対価として報酬を支払う。

Q 候補者を擁立している構成組織が支援組織と打合せの会議を行いました。その後夕食懇談会をし、懇談会費を負担した場合、問題はありませんか？

A 投票依頼の会合の懇談会であれば、運動員買収が成立します。選挙関係の会合についての飲食は、選挙の公示日(告示日)に近い場合は、避けた方が良いです。

■ 連座制の対象者と対象となる理由

| 対象者 | 対象となる理由 |
|-------------------------|--|
| 総括主宰者 出納責任者 地域主宰者 | 買収罪などの悪質な選挙違反を犯し、罰金以上の刑に処せられた場合（執行猶予を含む） |
| 親族 秘書 組織的選挙運動管理者等 | 買収罪などの悪質な選挙違反を犯し、禁固以上の刑に処せられた場合（執行猶予を含む） |

Column 「出納責任者」とは？

出納責任者とは、選挙運動の収支について一切の責任と権限を持つ人をいいます。例えば、参議院選挙の場合、比例代表選挙においては中央選挙管理会、選挙区選挙においては都道府県選挙管理委員会に届け出る必要があり、もし出納責任者の選任届出をしないうちに、出納責任者が寄附を受けたり支出をすると罰せられます。また、出納責任者が買収罪などで有罪となれば、連座制が適用されます。

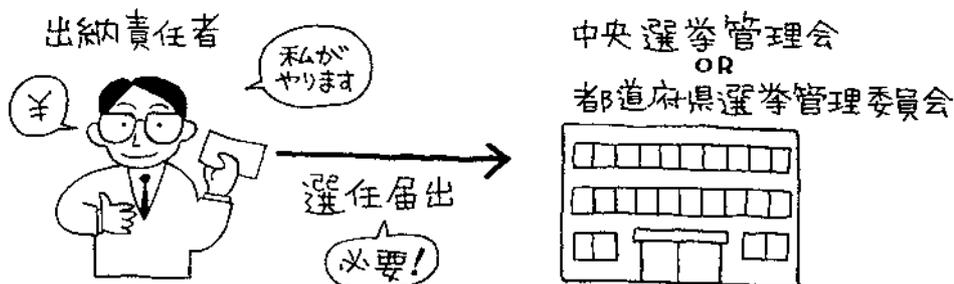
また、選挙が終了しても出納責任者には、次のような義務が課せられています。

〔収支報告書の提出〕

出納責任者は、選挙運動に関するすべての寄附および収支について記載した報告書を投票日から15日以内に添付書類とともに提出しなければなりません。

〔関係帳票の保管〕

出納責任者は、会計帳簿、明細書、支出を証明する書面(領収書など)を、収支報告書を提出した日から3年間、保存しなければなりません。



Columun 組織的選挙運動管理者とは？ 「意思を通じて」とは？

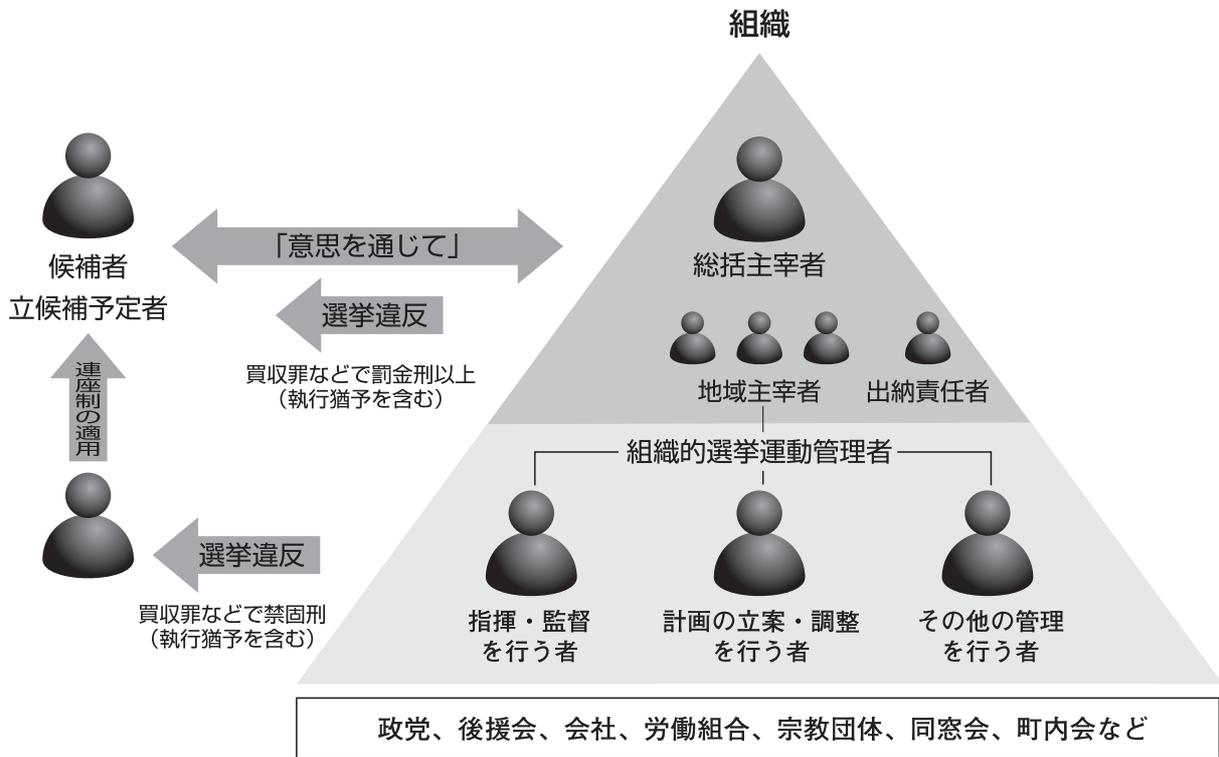
「連座制」の適用となる者のうち「組織的選挙運動管理者」とは、候補者と意思を通じて組織により行われる選挙運動で、選挙運動の計画の立案・調整を行う人、あるいは選挙運動に従事する人たちの指揮・監督を行う人、さらにはその他選挙運動の管理を行う人をさします。

ここで「組織」の中には労働組合も含まれますし、また「組織的運動管理者」は、「選挙運動全体の計画を立てる人、ピラ配りの計画を立てる人、電話作戦にあたる人の指揮監督を行う人、選挙運動従事者への弁当の手配を行う人など、ある分野を担当する末端の責任者も、これにあたる」とされていますので、注意しましょう。

また「連座制」の規定にある、候補者と「意思を通じて」という意味は、実際に意思を明確に伝えたかいなくに関わらず、組織として選挙運動を行うことについて暗黙の了解がある場合も含まれます。

すなわち、ある候補者が選挙のたびごとに組織として選挙運動を行っている場合、その候補者と組織を代表する者との間に“今回もよろしく”程度のやりとりがあった場合でも、「意思を通じて」といってみなされることがあります。

■ 組織的選挙運動管理者等との「連座」イメージ



7

連合推薦候補者の必勝のために～誰にでもできる選挙運動～

選

選挙運動には、「公職選挙法」によるさまざまな規制がありますが、次のような活動は、労働組合が行う政治活動、選挙運動として誰もが実践できる活動です。

〔事前(公示〔告示〕前)〕

候補予定者の後援会に入会し、その活動を支えよう!

友人・知人に後援会への加入を呼びかけよう!

組合で候補者を推薦したら機関紙誌で紹介しよう!(ただし、配付は通常の方法、手段で)

候補予定者の国政報告会、後援会演説会などに積極的に参加しよう!

〔選挙期間中(公示〔告示〕日～投票日前日)〕

親戚・友人・知人に電話で投票のお願いをしよう!

選挙運動用ハガキを活用しよう!(各自が投函することはできません)

街頭、電車・バスの中、お店などでたまたま会った友人・知人に投票をお願いしよう!

自宅や職場にきた知人や取引先の人に、候補者の名前を挙げて投票をお願いしよう!

選挙に関係のない会合、町内会・同窓会などで司会者の承諾を受けて挨拶し、投票依頼しよう!

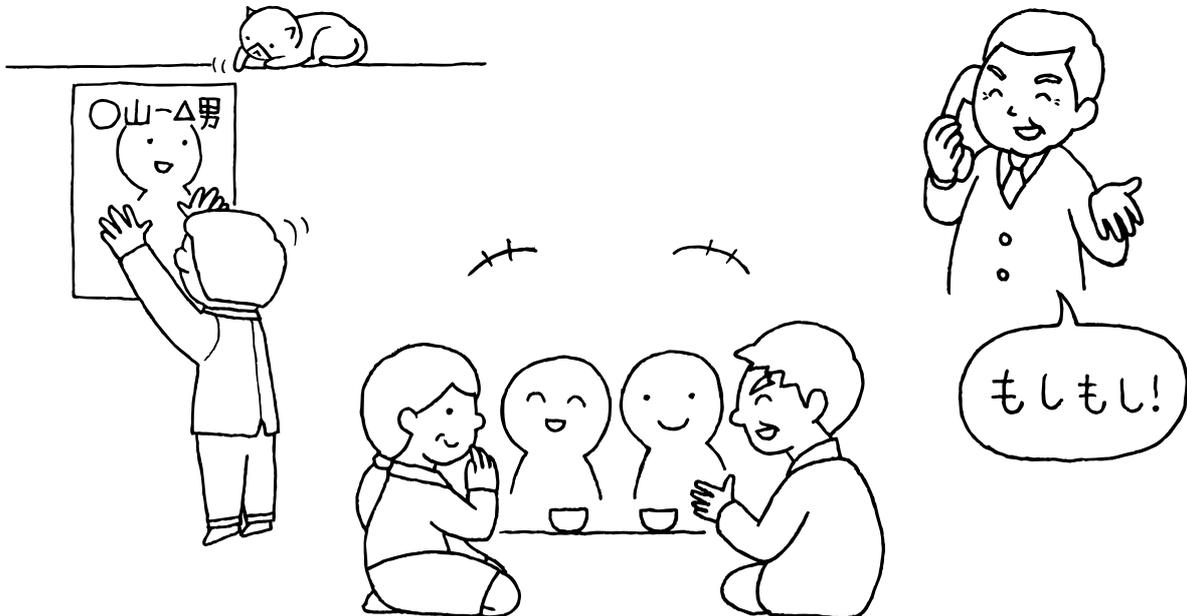
友人・知人に手紙を出そう(添え書き程度で選挙に触れるのは可能です!)

個人演説会に友人・知人を誘って参加しよう!

職場や地域で座談会を開こう!

候補者の政見放送を家族で見よう!友人・知人に放送時間を知らせよう!

政党や比例代表候補者の証紙つきポスターを自宅の扉などに掲示し、積極的に支持の輪を広げよう!



8

棄権防止運動／期日前投票について

連合では、職域・地域で「投票に行こう！」運動を展開しています。これは、連合が労働組合としての社会的責任から取り組んでいる「選挙での棄権防止運動」で、組合員・家族、有権者を対象にしています。

政治は、国民・市民が投じる一票の投票行為によって方向性が決まっていきます。その貴重な一票を「棄権」によって無駄にしてしまうことは、せっかく与えられた権利を放棄することで、民主主義社会を根底から揺るがすものだといえるでしょう。

選挙当日、何らかの事情で投票所へ行けない人には、「期日前投票」という制度も設けられています。ぜひ、貴重な一票を投じてもらうようにしましょう。

〔「投票に行こう！」運動とは〕

1. 「投票に行こう！」運動は、労働組合の社会的活動として「選挙と民主主義の意義を組合員や国民に啓蒙する取り組み」であり、それは「国民とともに歩む労働組合の社会的責任」から実施しているものです。
2. 「投票に行こう！」運動は、選挙運動(特定の選挙で、特定の候補者の当選のため、有権者に働きかける行為)には該当しない純粋な啓蒙運動であり、選挙期間中でも自由にできる運動です。それは連合が実施している平和運動とおなじ社会的活動であり、特定の政党・政治家のためのものではありません。
3. この運動は、過去の国政選挙でも実施し、特に問題は生じていません。
4. この運動を候補者の運動と同時に行えば、選挙運動とされるおそれがありますので、注意しましょう。
5. 街頭で「投票へ行こう！」運動を行う場合は、参加者を選挙運動ボランティアとは厳密に区別し、完全な別グループとして展開して、両者をかけもちしないようにするのが望ましいでしょう。

〔期日前投票をすすめましょう〕

Q 「期日前投票制度」とは？

A 選挙は、選挙期日(投票日)に投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙人登録のある市区町村においては選挙期日以前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる仕組みです。

Q 期日前投票を行うことができる期間と投票時間は？

A 選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。

投票時間は、午前8時30分から午後8時までです。複数の期日前投票所が設けられ、一部の期日前投票についてこれとは異なる投票時間が定められる場合には、告示されることになっています。

Q 期日前投票所の場所は？

A 期日前投票所は、各市町村に1か所以上設けられますが、複数の期日前投票所が設けられる場合、1つの期日前投票所を除いて、投票期間や投票時間は市区町村の選挙管理委員会が任意に定めることができるため、それぞれの期日前投票所の間で投票期間が異なってくる場合があります。あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に問い合わせるなどしてよく確認しておきましょう。

■ 期日前投票

期日前投票所で投票用紙に記載



選挙人本人が投票箱へ



開票所へ

期日前投票制度のあらまし

| | |
|--------------|--|
| 対象となる投票 | 名簿登録地の市区町村で行う投票 |
| 投票期間 | 選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで |
| 投票を行うことができる者 | 選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる者 ※投票の際には、宣誓書に列举されている一定の事由の中から、自分が該当するものを選択します。 |
| 投票場所 | 期日前投票所 |
| 投票時間 | 8:30~20:00 |
| 投票手続 | 基本的に選挙期日の投票所における投票の手続と同じです |

選挙運動Q & A 試してみよう！ 公職選挙法の基礎知識

これまでの内容を踏まえて、次の問題を考えてください。

〔設問〕

Q.1 私の事務所ではボランティア運動員の他、いつも学生アルバイトを雇って選挙運動をやってきました。

(1) アルバイトに投票依頼の電話掛けをさせることは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

(2) アルバイトに投票依頼以外の電話、例えば出前の注文をさせたり、事務所にかかってくる電話の番をさせることは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

(3) アルバイトに帳簿をつけさせたり、銀行に行き送金をさせたり、お金をおろしたりさせることは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

(4) アルバイトに、候補者の周りで旗を持たせたり、ビラを配らせることは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

Q.2 労働組合が組合員を動員し、告示後すぐにポスター貼りを行いました。

(1) 組合は動員費として一人当たり3,000円を支払いました。これは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

(2) 組合ではなく選対が時給1,000円の計算でアルバイト代を支払いました。平均して一人5時間位働きましたので、平均して5,000円を支払ったことになります。これは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

Q.3 私は支部執行委員です。組織内候補の当選をめざして選挙運動を行います。そこで相談があります。私は自宅から選対事務所まで電車で通いますが、電車代が往復で500円かかります。また昼食代と夕食代で1,500円位かかります。

(1) この実費を選対事務所で支払ってもらうことは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

(2) 選対は貧乏なので、私の所属する支部で実費分を支払ってもらうことは合法でしょうか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

Q.4 告示の1週間前、候補者の個人演説会に私達組合員10名が参加しました。責任者は私です。終わったあと皆で居酒屋に行って大いに盛り上がりました。代金は一人当たり3,500円、合計で35,000円になりました。

組合員からは一人当たり2,000円ずつ合計で20,000円集め、残りの15,000円をどうするかという話になりました

(1) 候補者の後援会に負担してもらうことは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

(2) 組合が負担することは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

(3) 責任者の私が負担することは合法ですか？

合法 ・ 違法 ・ 微妙

解答

Q.1 (1) 違法 (2) 合法 (3) 合法 (4) 違法

Q.2 (1) 違法 (2) 合法と微妙の両方が正解

Q.3 (1) 合法 (2) 違法

Q.4 (1) 違法 (2) 違法 (3) 違法

解説

Q.1 「有権者に働きかける行為かどうか」がポイントです。(1)の電話は、候補・党をよろしくという投票依頼であり、声で有権者に働きかけています。(4)も旗やビラで有権者に働きかけるため、いずれも違法です。(2)と(3)は有権者に働きかけていないから合法です。

Q.2 公選法では、選挙事務所は運動員にお金を払ってはいけないとされていますが、ポスター貼りや運転手などの労務者(機械的労務を行う者)には払っても構いません。「微妙」も正解としたのは、ポスター掲示依頼や有権者からの声かけへの対応は、有権者への働きかけにあたるためです。ポスター貼りなどはアルバイト1人でやらず、必ずボランティアが同行するようにしましょう。

Q.3 選挙運動に際して労組が資金を提供することはできません。万一たてかえても、すぐに選挙事務所に請求して払い戻しを受けて下さい。

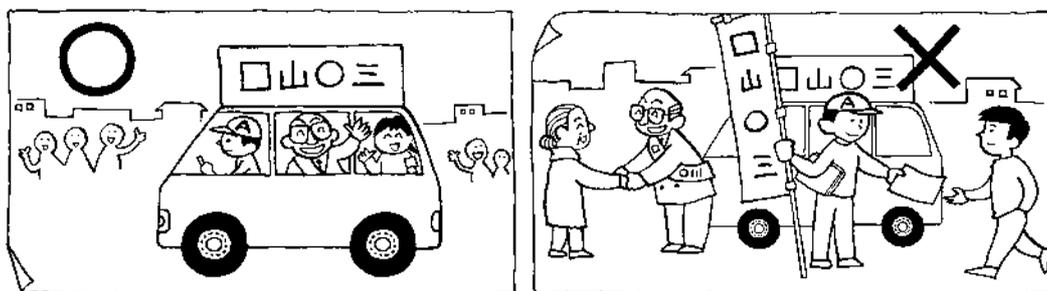
Q.4 割り勘以外は全部違法です。

選挙は、国民・市民の代表者を選ぶ行為であり、公正さと透明度の高さが求められます。「公職選挙法」も、そうした公正な選挙運動を行うためのさまざまなルールを規定したものだといえますが、現実には、選挙をめぐる不正は後を絶ちません。もっとも、そうした違反行為の中には、選挙運動に対する知識不足、理解不足に起因するものが多く、今後、具体的に選挙運動に携わるのであれば、より実践的な知識を身につける必要があります。

以下、具体的な事例をもとに、選挙運動のポイントをまとめてみました。

CASE.1 選挙運動に従事したアルバイトへの報酬支払い事件

統一地方選挙の折、街頭のスポット演説で、アルバイト運転手のA君にのぼり旗を持たせ、ビラを配布させたところ、これが選挙運動とみなされ、運動員買収として候補者が逮捕・起訴されてしまった。



解説

アルバイト運転手のA君に選挙運動をさせ、報酬を支払ったことが、運動員買収とされたケースです。ポイントは、運転手のA君にのぼり旗を持たせたり、ビラを配布させたことが選挙運動に該当するかどうかにあります。

公職選挙法では、選挙運動(有権者に投票を働きかけるような運動)に従事する者を選挙運動員といい、これらの人への報酬支払いを禁止しています(実費弁償は可)。選挙運動員の中で例外的に報酬支払いが可能な人は、選挙運動のために使用する車上等運動員、手話通訳者で事前に選管に届け出られた者です。選挙事務員および労務者は選挙運動はできません。

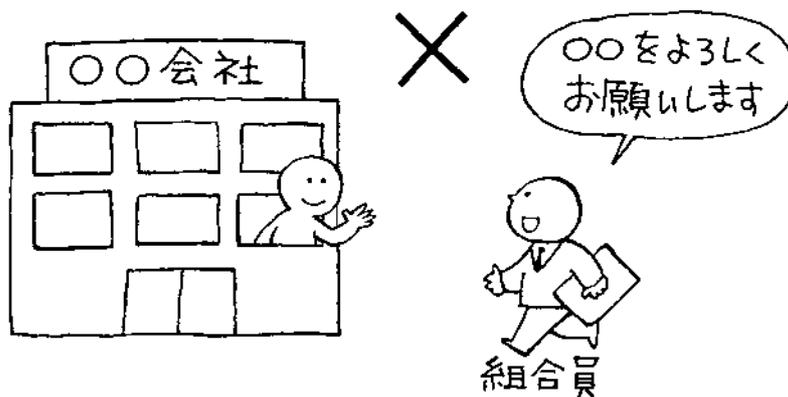
ちょっと考えてみよう

本件の運転手A君は、労務者として雇われています。従って報酬を支払うことはできますが、選挙運動はできません。このためA君がのぼりを持ったり、ビラを配布したりすることはできないのです。これらの行為は、投票勧誘行為として選挙運動に該当するからです。この他、アルバイト(労務者)に電話作戦を行わせることや、街頭演説に動員し応援弁士へ拍手をさせることも、投票勧誘行為とみなされますので注意が必要です。

この事例では、A君の行為は選挙運動と認定され、アルバイト料を支払ったことが運動員に対する買収とされてしまったのです。このようにアルバイト(労務者)を使う場合には、十分な注意が必要です。

CASE.2 組合員による戸別訪問事件(戸別訪問と個々面接の違い)

ある労働組合のA組合員は、選挙戦の最中に候補者の後援会員のBさんが経営している会社を訪ね、選挙についての挨拶を行ったところ、戸別訪問とみなされてしまった。



解説

公職選挙法第138条は、有権者の家を訪ねて投票を依頼したりする行為を、戸別訪問として禁止しています。

ここでいう「戸別」とは有権者宅個々のみをいうものではなく、会社や工場なども含まれます。また、1戸しか訪問していなくても、2戸以上を訪問する目的を持っていれば、戸別訪問とみなされます。

もちろん、日時を異にして訪問するのもダメですし、相手の家の中に入らなくても、また相手方が不在もしくは面会を拒絶された場合でも、戸別訪問とみなされます。

公職選挙法では、戸別訪問類似行為も禁止されています。選挙運動のために戸別に演説会の開催や演説を行うことを告知して歩く行為、さらには選挙運動のために戸別に特定の候補者名や政党名を言い歩く行為は「戸別訪問類似行為」として禁止されています。

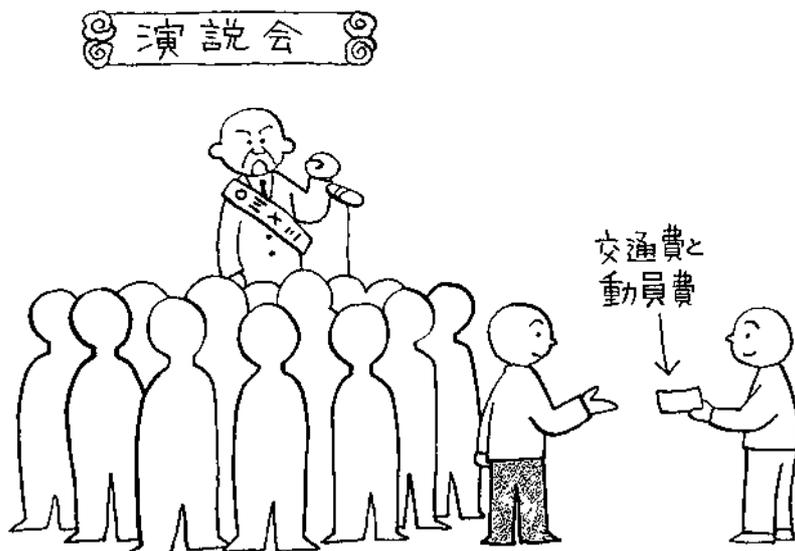
ちょっと考えてみよう

戸別訪問に類似していながら禁止されていない行為に「個々面接」と呼ばれるものがあります。これは街頭でたまたま行き会った人やバス・電車・デパートの中でたまたま出会った知人などに投票依頼をする行為のことをさしており、戸別訪問とはみなされません。また、商店などに買い物きた人に、その店員や主人が投票を依頼することも、個々面接として可能です。

ただし、個々面接による投票依頼も選挙の公示前に行えば事前運動になりますので、注意が必要です。

CASE.3 組合員への交通費支給事件(組合活動と選挙運動)

ある労働組合が、選挙戦本番中の候補者個人演説会に参加した組合員に交通費と動員費を支給したところ買収とみなされてしまった。



解説

選挙運動はボランティアで行うものという原則があります。また、公職選挙法上で選挙運動員に支払えるのは「実費弁償」だけです。

また、車上等運動員、手話通訳者、事務員で届け出られた者および労務者への報酬についても、金額の上限、1日当たりの人数および延べ人数が制限されています。さらに規定額以上の報酬を支払うと買収とみなされるので注意が必要です。

組合活動において、交通費・動員費が支給されるのはよくあることです。しかし、選挙運動に関しては「買収」とみなされることが多く、時として「連座制」が適用されるため注意が必要です。

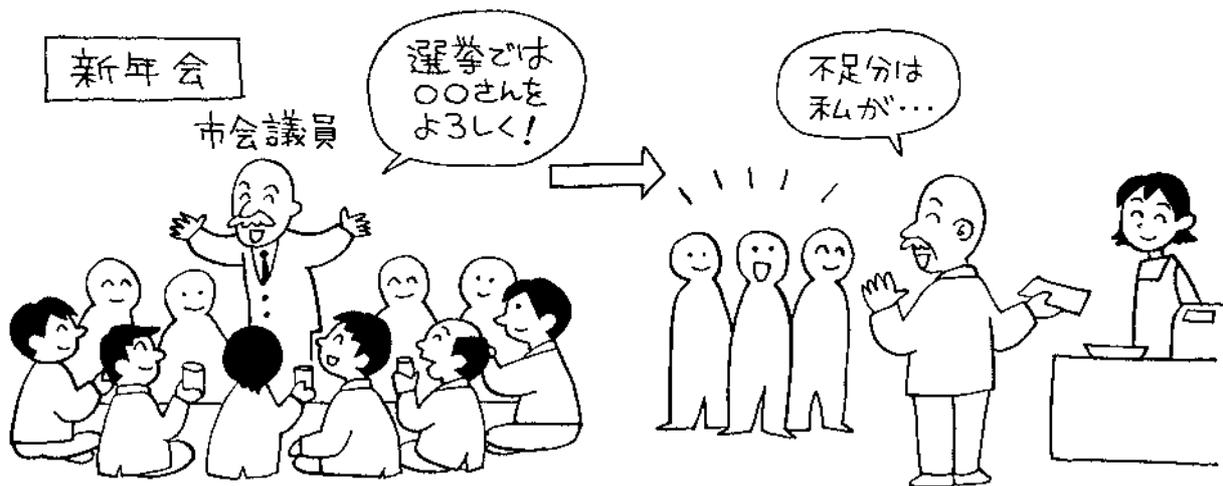
ちょっと考えてみよう

一般に買収事件というと、有権者にお金を渡し、票の取りまとめを依頼する行為を連想します。しかし、こうした悪質かつ古典的な買収は少なくなっており、とりわけ労働組合においては、こうした買収行為は存在しないといってもいいでしょう。

しかし、この事例のように、労働組合は集会などの参加者に交通費・動員費を支給する場合がありますが、選挙運動に関連した報酬の支払であるとされると買収行為とみなされてしまいます。

CASE.4 市会議員による供応事件(買収と連座制)

ある市会議員が、飲食をともなう新年会に自分の後援会幹部を集めて「選挙では〇〇さんをよろしく」と挨拶した。このとき会費を徴収したが、不足が出たので差額分を市会議員が支払ったが、これが買収とされてしまった。



解説

公職選挙法第221条では「買収および利害誘導罪」を規定し、「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品... 供応接待...」を、買収行為としてみなすことにしています。

このケースは、選挙のお願い(投票依頼)と食事費用の負担(この場合、不足した差額分)が一体のものとなされたため、買収行為となったのです。

なお、この市会議員が買収で禁固刑以上の刑を受け、かつ「よろしく」とお願いした候補者の組織的選挙運動管理者等に該当すると認定された場合には、連座制が適用される可能性があります。

ちょっと考えてみよう

一般に買収行為になるかどうかには、金額の多少の目安はありません。また、直接金銭が絡まなくても、第221条の規定にあるように食事を提供したり、お酒を飲ませたり、ゴルフで接待したりした場合も、特定の選挙に関する投票依頼があった場合には、「供応」として買収行為とみなされます。したがって「ラーメン1杯、チャーハン1つ」でも買収となる場合があり、またかかった費用の一部を会費として徴収しても、実際にかかった費用と会費の差額分があれば、その差額分が買収となります。

このように運動員(市会議員)が運動員(後援会幹部)を買収(食事代差額分)するケースを、「運動員買収」といいます。

CASE.5 個人ビラ各戸配布事件(法定ビラの配布方法)

連合地協の統一行動日に、候補者カーの周囲で個人ビラを配布した。そのとき、周囲の家にもビラを配ったことが選挙違反とされてしまった。



解説

参議院選挙においては、選挙区候補・比例区候補とも個人ビラを配布することが認められています。選挙区候補は2種類以内で10万枚(都道府県の衆議院小選挙区数により異なり、上限は30万枚)、比例区候補は2種類以内で25万枚の個人ビラを公営で作成し配布することができます。

しかし、選挙器材である個人ビラについては、規格、記載内容・配布方法などの規制があり、そのルールを誤ると選挙運動違反となります。とくに、1枚1枚のビラに証紙を貼るのを忘れて、配布方法に誤りがあるて摘発されるケースが多いようです(p.15参照)。

ちょっと考えてみよう

ビラの配布は、以下の方法が認められています。

- ・新聞折り込みによる配布
- ・選挙事務所での配布(訪れた人への配布)
- ・街頭演説の場所における配布(その場にいる聴衆、通行人への配布)
- ・個人演説会での配布(会場内で参会者に配る)

事例では、動員でビラを配った人たちが、たまたま勇み足で個々の家にも配布したものでしょうが、これが戸別配布したものとみなされ、街頭演説の場所における配布をこえるものとして、選挙違反に問われたものと推定されます。ちなみにビラを郵送したり、道路などでたまたまであった知人に配布する(個々面接の配布、事例1参照)ことも禁止されています。

CASE.6 ゴルフコンペへの優勝杯寄贈事件(議員による寄附行為)

毎年開催している組合主催ゴルフコンペに、組織内議員が優勝杯を贈っている。これが禁止されている寄附行為に当たるとみなされてしまった。



解説

公職選挙法では、政治家や候補者などが選挙区内にある者に対して行う寄附行為は、いかなる名目であってもすべて禁止しています。

ここでいう寄附行為は、選挙に関するか否かを問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されています。

例えば、病気見舞い、お祭りへの寄付や差し入れ、地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ、葬式の花輪・供花、落成式・開店祝いの花輪、町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ、入学祝・卒業祝、お中元やお歳暮なども禁止されています。ただし、「結婚祝」や「葬式の香典」については、政治家本人が出席する場合には可能ですが、政治家の秘書や配偶者、親族らが代理出席し、本人名義でお祝いや香典を渡すことは禁止されています。

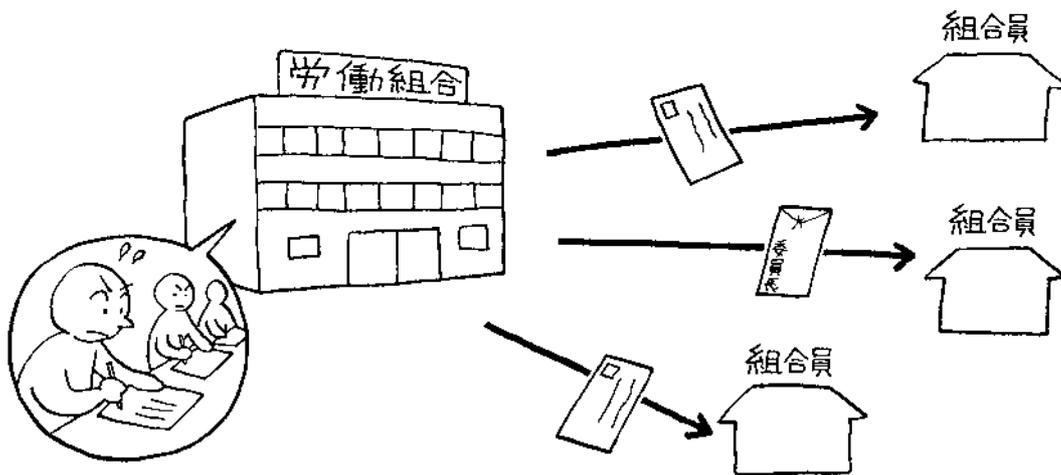
事例のように、労働組合のゴルフコンペなどにトロフィーや優勝盾などを寄贈してもらうことは、その議員が組織内議員であり、また恒例になっている行為であっても、「政治家の寄附行為」にあたることが多いといえます（賞状は議員名であっても可能）。

ちょっと考えてみよう

上記で説明したように、政治家の寄附行為は投票行動とつながりやすいことから、厳しく禁止されています。政治家の寄附行為をいさめた言葉に「三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）」という言葉があります。政治家の基本的な心構えとして、肝に命じたいものです。

CASE.7 組合委員長名による親書送付事件(文書、Eメールによる選挙運動)

ある労組は選挙戦の終盤、追い込み活動として、委員長名で組合員と家族宛に推薦候補者に投票を依頼する内容の親書を出した。親書は見本を参考に1通ずつボールペンで自書したが選挙違反になるか？



解説

手紙などで選挙への協力を呼びかける「親書作戦」は、昔から行われている選挙運動の一つです。しかし、選挙運動の方法と量が公職選挙法で規制されている以上、「親書作戦」も自由勝手にできる訳ではありません。

友人・知人に出す手紙の中で、たまたま選挙に言及した程度では選挙違反にはなりません。したがって、組合員の皆さんが自主的に手紙を書き、その中で選挙についても一言つけ加えていただくことは、選挙違反にはなりませんし、労働組合として歓迎すべきことです。しかし、委員長名を使った手紙、それも印刷もしくはワープロ印字した手紙を、多数の人に出した場合は、選挙違反としてみなされる可能性が高いでしょう。また、ケースのように、1通ずつ自書した場合も、同様です。

今回のケースでは、組合員や家族という特定の人たちに宛てたものであり、労組委員長という関係ある人の名前を出している点で、外部に対して大量に文書を出す場合とは異なりますが、内容が選挙に関する依頼であった場合には、たとえ1通ずつ自書した手紙でも選挙違反として判断される可能性が大きいといえるでしょう。

ちょっと考えてみよう

インターネットの普及によりEメールで連絡を取り合うケースが増えています。しかしEメールも手紙と同類の文書としてみなされ、投票依頼を行った場合には、手紙と同様、選挙違反として扱われる可能性があります。

政治活動を行うためには、一定の資金が必要です。しかし、その政治資金をめぐる不正行為が行われることも少なくなく、幾度となく政治資金について制限が加えられてきました。

政治資金規正法については、専門的な用語も多く難解なイメージがありますが、「寄附の制限」など労働組合に関わりのある問題も含んでいます。その意味では、最低限の知識・理解が必要です。政治資金規正法のポイントを整理してみました。

1 政治資金の何を規正するの？

政 治資金規正法は、次の3つの柱で構成されています。

政治資金の流れの公開

政治資金の流れの制限

政治資金の運用の制限

政治資金の流れを公開

政治資金の流れを公開するのは、国民に判断の資料を呈示し、政治のために要する資金をガラス張りにする事で規正の効果をあげることが目的です。

具体的には、政治団体に対し、毎年1回、年間の政治資金の収支について報告書(収支報告書)を作成し、これを都道府県の選挙管理委員会(2つ以上の都道府県にまたがる団体については選管を経由して総務省)に提出することを義務づけています。

提出された収支報告書の要旨は、官報または都道府県の公報を通じて公表され、公表後3年間は一般の人々が閲覧できるようになっています。さらに、インターネットでの公開も進められています。

政治資金の流れを制限

政治資金の流れを制限しているのは、政治資金の集め方とわたし方に節度を持たせることで、その公正なやりとりを実現することが目的です。

政治資金の流れを制限する一番大きなものは、「寄附」に対するものであり、量的・質的にさまざまな制限を設けています(「2.政治資金の流れ」参照)。

政治資金の運用を制限

政治資金は、政治活動に純粹に使われるべきものなので、政治資金が投機的に用いられることのないように、株式での投資などの「政治資金の運用」が制限されています。

Columun 「政治団体」とは？

政治上の主義や施策を推進、支持、またはこれに反対することを本来の目的とする団体や、特定の政治家を推薦、支持、またはこれに反対することを本来の目的とする団体のことです。

文化団体、経済団体や、労働団体などのように、外見上は政治以外の目的を掲げていても、事実上政治活動がその団体の主たる部分を占めており、かつ、組織的、継続的である場合は政治団体に該当します。

政治団体には主として以下のような種類があります。

〔政党〕

所属する国会議員の数または直近の国政選挙における得票率について一定以上の要件を満たす政治団体です。企業・団体からの寄附の受入などについて、優位な地位が認められています。

〔政治資金団体〕

政党のために資金援助することを目的とした団体で、政党が1団体に限り指定できます。

〔後援団体〕

政治団体のうち、特定の公職の候補者を推薦することを主たる目的とするもので、いわゆる議員（候補者）の後援会がこれにあたります。

〔資金管理団体〕

政治家のために政治資金の提供を受け、政治家の政治資金を取り扱う政治団体です。政治家が代表者である後援団体のうちから1団体に限り指定することができます。

〔国会議員関係団体〕

国会議員またはその候補者が代表者である政治団体、国会議員またはその候補者を支援することを本来の目的としている政治団体で寄附に関する税の優遇措置を受けるものがこれにあたります。選挙区を単位とする政党の支部で、国会議員が代表者であるものも、これにあたります。

〔それ以外の政治団体〕

たとえば労働組合がつくる政治団体など、上記の政治団体以外の政治団体もあります。

政治団体設立届け出の際の提出文書

政治団体の設立届を提出する際には、規約その他の文書を提出しなければなりません。

収支報告書への記載

収入については、同一の者(団体)からの寄附で年間5万円を超す場合には、その者の氏名・住所・職業・金額・年月日などを公開しなければなりません。支出については、1件5万円以上の支出(国会議員関係団体においては1万円を超える支出)を公開しなければなりません。

労働組合の「政治資金団体」として届け出

労働組合そのものが政治団体を設立することはできませんが、労組の構成員が任意に労組の意思を代弁する「政治団体」を設立し届け出ることができます。

2

政治資金の流れ／寄付行為にはどんな制限があるの？

政 治資金規正法の核ともいべき「政治資金の流れ」に関する制限では、寄附に対してさまざまな視点から制限を加えています。

ア．質的制限

寄附の質的制限は、寄附者に一定の制限を設けたもので、国などから補助金を受けている会社、赤字会社、外国人・外国法人からの寄附や、他人名義・匿名による寄附が禁止されています。

また、会社、労働組合およびその他の団体(政治団体を除く)が行う「政治活動に関する寄附」は、政党、政党支部及び政治資金団体(政党が指定)に対するものを除き、禁止されています。

さらに、個人や政党以外の政治団体が政治家に対して行う「政治活動に関する寄附」は、選挙運動に関するものを除き、「金銭等」によるものを禁止しています。

なお、政治活動に関する寄附は、寄附者の自発的な意思に基づいて行われるべきものであるため、寄附をあっせんする際の威迫的行為の禁止、公務員の地位利用による寄附への関与禁止などの制限が設けられています。

〔個人が提供できる寄附への制限と税の優遇措置〕

個人が提供する寄附については、匿名の寄附を禁止するなど、質的にも制限しています。また、政治資金パーティの対価の支払いについても制限しています。

また、個人が提供した政治活動のための寄附のうち、一定の要件に該当するものは所得税法上の特定寄付金とみなされ、所得控除の対象となります。また、政党・政治資金団体に対する寄附に限って、税額控除(控除率30%)と所得控除のいずれかを選択することができます。

なお、本人の名義以外の名義または匿名による寄附をすることはできません。ただし政党や政治資金団体に対し、街頭や一般に公開される演説会・集会の会場などでする1,000円以下の寄附については、匿名の寄附(政党匿名寄附)も認められます。

イ．量的制限

〔個人〕

寄附の量的制限には、1人の寄附者が1年間にできる寄附額の総量を制限する「総枠制限」と、1人の寄附者が同一の者に対して1年間にできる寄附額を制限する「個別制限」とがあります。

〔労働組合・職員団体〕

総枠制限は団体の規模などによって異なり、労働組合・職員団体の場合は、組合員数に応じて異なります(政治資金規正法21条の3)。

〔個人・団体が提供できる寄附の量的制限〕

政治家に対する寄附については、政党からのものを除いて、金銭や有価証券以外の物品などによる寄附しか認められませんが、選挙運動に関する寄附については金銭や有価証券による寄附も認められます。ただし、総枠制限（1千万円）・個別制限（150万円）の枠内に限られます。

■ 寄附の量的制限の概要

総務省ホームページより抜粋

| 寄附者 受領者 | 個人 | | 会社・労働組合・ 職員団体・その他の団体 | | 政治団体 | | | | | |
|----------------------|---|---|--|------------------------|------|--------------------------|--------|------------------------|---------------|------------------------|
| | 総枠制限 | 同一の相手 方に対する 個別制限 | 総枠制限 | 同一の相手 方に対する 個別制限 | 政党 | | 政治資金団体 | | その他 | |
| | | | | | 総枠制限 | 同一の相手 方に対する 個別制限 | 総枠制限 | 同一の相手 方に対する 個別制限 | 総枠制限 | 同一の相手 方に対する 個別制限 |
| 政党・ 政治資金団体 | 年間 2,000万円 | 制限なし | 資本金・組合 員数等（※4） に応じて年間 750万円 ～1億円 | 制限なし | 制限なし | | | | | |
| その 他の 政治 団体 | 資金管理団体 | 年間 150万円 （※2） | 禁止 | | 制限なし | | | | 年間 5,000万円 | |
| | 資金管理団体 以外の 政治団体 | 年間 150万円 | | | 制限なし | | | | | |
| 公職の候補者 | 公職の候補 者に対する ものは金銭等 に限り禁止 （※3） | 金銭等に 限り禁止 （※3） その他は 年間 150万円 | | | 制限なし | 金銭等に限り禁止（※3） その他は制限なし | | | | |

- ※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。
 - ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。
 - ※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。
 - ※4 「その他の団体」については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
- （注）個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

連合の政治方針（2003年10月 第8回定期大会）

1 連合の政治理念と政治的役割

(1) 政治理念

連合は、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基調とする日本国憲法の理念にそい、自由、平等、公正で平和な社会の実現に努力する。

連合は、左右の全体主義を排し、人権と民主主義を護り、民意が適正に反映される健全な議会制民主主義が機能する透明で公正な政治の実現をめざす。

連合は、市場経済体制のもとで、社会的連帯を基調に、人間優先のゆとりある生活ならびに活力ある高度福祉社会の実現をめざすとともに、国民と連携して、つねに社会正義を追求する。

連合は、国際協調を基本に世界諸国との共存共栄のために努力し、国際政治・経済・社会の発展、地球環境保全、世界の恒久平和に貢献する。

(2) 期待する政治

「ゆとり・豊かさ・社会的公正」の実現のために公共(国民)利益を優先し、政治、経済、社会の構造改革ができる政治。

日本の安全保障の確保、国際経済摩擦の解消、世界の構造変化への対応はもとより、世界の平和・軍縮、人権、環境、南北問題など、国境をこえた人類的テーマをもって国際貢献することを基本に、現実の国際政治に対応し、主体的な外交が推進できる政治。

広く国民に開かれた民主的な党運営と国民の政治参加を推進する、自己改革力をもった清新な政党・政治勢力を基軸とした政治。

経済産業優先を改め生活優先の社会をめざし、持続可能な経済社会システムの形成と勤労者・生活者の雇用とくらしを重視する政治。

中央集権型システムを改革し、幅広い住民参加にもとづく地方分権型社会への移行を推進できる政治。

(3) 政治的役割とその位置づけ

勤労者・国民を代表する組織体として、国民の合意形成の中心的役割を担う。

勤労者の生活と権利を守ることを基本に、「連合の進路」を基本とした政治を推進し、個別利益追求型の政治を排し公共利益にたった政治を実現するため、期待する政権の成立・維持を労働組合の立場で支援する。

日本の政治、経済、社会の改革を、連合の策定した「日本の進路」を踏まえつつマクロ的視点から追求するとともに、政策・制度要求の実現に向けた取り組みを行う。

2 国の基本政策に関する連合の態度

連合の政治理念は上記の通りであるが、安全保障問題など国の基本政策については、国際社会の現実とわが国の置かれている立場を直視し、国民生活の安定はもとより、アジア・太平洋、中近東地域の安定および世界の平和と繁栄の実現をめざし、当面以下の態度をとる。

(1) 新たな世界情勢の中で

いま、世界は東西冷戦終結以降、経済的グローバル化が進展、特にアジア・北米・欧州地域を基軸とする経済圏が形成されつつあり、21世紀初頭の新世界秩序の構築が模索されている。

また、アメリカで発生した同時多発テロ、アフガニスタン紛争やイラク戦争、パレスチナ問題、さらには宗教対立や領土問題、民族紛争等が多発しており、世界の平和維持が共通課題になっている。

(2) 国の基本政策の視点

こうしたグローバル化が進展した「世界の現実」の中で、わが国の「国の基本政策」は、従来の外交・防衛政策のみの視点だけではなく、経済的グローバル化のなかで、わが国の経済再生を果たしていくためにも、わが国の経済社会のあり方も、「国の基本政策」の重要課題の一つとして位置づけていく。

(3) 国民的論議とコンセンサスを

わが国の外交・防衛政策については、イデオロギー的発想から脱し、わが国を取り巻く情勢を的確にとらえつつ、国土と国民の安全を確保する視点で国民的論議を起こし、国民的コンセンサスづくりに努める。

防衛論議は、従来のあいまいで具体性のない防衛論議から、国民の権利と義務との関係および民主主義のルール遵守を前提に、平時対応・周辺事態対応・有事体制の区分のなかで、国民的論議を行えるよう努める。

わが国の経済社会のあり方については、日本経済の再生・活性化を念頭に、公正・公平なルールの確立を前提として、わが国の国民生活に寄与できる国民的合意形成

に努力する。

(4) 憲法問題について

われわれは、憲法論議を否定するものではない。

われわれは、憲法の平和主義、主権在民、基本的人権の尊重の三大原則を重視し、その貫徹を期す。

わが国の国民世論動向の現状は、グローバル化の進展や国際情勢の変化、環境問題、情報公開等の理由から、憲法論議への関心は高まってきている。しかし、まだ論議自体が国民的な広がりを見せておらず未成熟なため、現状では憲法改正を俎上に乗せることは、時期尚早と判断する。

したがって、憲法制定当時想定しえなかった問題については、個別に法制化していく。

(5) わが国の外交・防衛のあり方について

日本国憲法の遵守、国連中心主義による外交努力を基本に、アジア諸国との連携に基づくアジア・太平洋地域の安定および世界平和の実現に向けて、積極的役割を果たす。

新しい世界秩序形成は、国連中心主義に立ち、国連をはじめとする国際機関を軸として構想すべきであり、わが国は国連等にいままで以上に積極的に協力する。

〔日米関係について〕

日米関係については、長年培ってきた相互信頼関係に基づき、今後も相互受益を目指し、維持強化する。特に、日米安保条約における軍事的側面にとどまらず、日米経済関係に着目した日米経済安全保障の強化をはかる。

〔日米安保条約について〕

日米安保条約がこれまで果たしてきた役割を評価しつつ、日米関係を重視する立場から、今後も維持する。

一方で、著しく沖縄に偏った基地提供のあり方や日米地位協定の見直し等、その速やかな是正は、国民的課題である。

〔自衛隊について〕

国際ルールとして、自衛権は独立国家の固有の権利であることを確認する。

自衛隊は、専守防衛、徹底したシビリアンコントロール、非核三原則、を前提としてこれを認め、今後のあり方として、縮小の方向を指向する。

また、憲法を補完する立場から「安全保障基本法(仮称)」の制定をめざす。

(6) 日本の米軍基地のあり方について

「日米安保体制」と「日本の米軍基地」の存在という関係については、基本姿勢として日米安保の役割を評価し、日米安保を基軸としたうえで「日本の米軍基地」の整理・縮小をめざしていく。

特殊事情にある沖縄の状況を十分に踏まえ、日本全体での沖縄の痛みの分かちあい(沖縄の過重な負担の軽減)するため、国と県の十分な意思疎通(沖縄に対する特別配慮)を講じ、国民全体の問題として考えていく。

米軍基地問題の解消をめざし、基地の整理・縮小、日米地位協定の見直しについての具体的履行とそれに伴う跡地利用策と、雇用対策の確保を政府に求めていく。

とりわけ沖縄においては、将来希望のもてる対応策として、「国際都市形成構想」等、産業振興策の推進とその確保を政府に求めていく。

(7) 平和・核・軍縮のあり方について

世界の軍縮をめざし、核兵器廃絶および臨界前核実験を含む全ての核実験の禁止、生物・化学兵器の全廃、対人地雷の撤去および製造・輸出の全面禁止に向けて、わが国は積極的な役割を果たす。

(8) わが国の経済社会のあり方について

わが国は、グローバル化の進展や、少子高齢化、IT(情報技術)化が進行するなかで、雇用の安定を確保しつつ、環境、資源・エネルギー、南北問題などの地球的課題に挑戦し、国際経済とも調和した、持続可能な成長を、秩序ある市場経済のもとで追求していかなければならない。

公正なルールとセイフティーネットのない市場経済は、いたずらに混乱を引き起こす。とりわけ、国際競争力を強化し資本の論理のみに傾斜した市場原理至上主義に立脚した市場経済論は、格差を拡大し、弱者を疎外する。市場の失敗を補完・補正しうる内外の経済的・社会的枠組みを確立することが不可欠である。

国際経済面では、WTOを軸に、透明性の高い市場システムのもとで、公正な貿易と投資のルールを確立し、各国経済の発展に寄与すべきである。この国際貿易や投資を律するルールについては、労働基本権や基本的人権など、国際的に普遍的な労働に関する原則が包含されるべきであることは論をまたない。また、市場の弊害、とりわけ国際金融におけるヘッジファンドなどの投機的取引による経済の攪乱を防止し、通貨と経済の安定を維持する

ための有効な対策が、不可欠である。

こうした経済システムの上に、活力ある高度福祉社会、環境と調和した経済、参加型の連帯社会を築き上げていかなければならない。

3 われわれの求める政権の樹立、定着、発展

(1) 政権交代のある政治の実現

国民民主権に基づく政治、明確な政策と実行力を持つリーダーシップの豊かな政治、癒着のないクリーンな政治を実現し、国民が信頼できる政治を行わなければならない。そのためには政権交代のある政治の実現が不可欠である。

連合は、このため、政権を担いうる新しい政治勢力の結集に努力し、究極的には二大政党的体制の確立をめざす。

しかし、政界再編成や政権構想の確立などは、あくまで政党及び政治家自らが責任をもって行うべきであり、連合は勤労者・市民の立場に立った政治勢力を拡大するため、その基盤形成を主体的判断に基づいて推進する。

(2) われわれの求める政治勢力

われわれの求める新しい政治勢力は、上記「1. 連合の政治理念と政治的役割」に賛同するとともに、「連合の進路」、「日本の進路」、「運動方針」、「政策・制度要求と提言」など、連合の政治理念や政策の基調を共有し、その実現に向けて協働できる勢力である。また、不断の自己改革に努め、癒着と利権による政治を否定する勢力である。連合は、連合と「目的と政策・要求の一致」する政治勢力の最大限の結集をはかる。

(3) われわれの求める政権の樹立、定着、発展

連合は、われわれの求める政治勢力による政権の樹立、定着、発展に協力する。そのため、協力・協調関係にある政治家を支援するとともに、各界各層の有識者と広く連携し、新しい政治家、将来政治家として囑望される人材の発掘、養成などに取り組み、われわれの求める政治勢力の基盤づくりに協力する。また、各種選挙に積極的に取り組む。

4 労働組合の政治活動と政党との関係

(1) 労働組合の政治活動

労働組合の基本的目的である「雇用と生活の安定」を実現するためには、企業内の労働条件改善の活動に併せ、国・地方の政策・制度の改善・改革をめざした政治活動への取り組みが不可欠である。

労働組合は、自主的な判断と意思にもとづき政治活動を行い、使用者・政党などの外部からの介入を許さない。また、労働組合運動の基本原則である「自由にして民主的」を基本に、民主主義のルールにもとづいて取り組む。

連合および構成組織は、勤労者の雇用と生活の安定、世界平和の実現、民主主義の擁護、国際貢献に役割を果たす。このため、政治、経済、社会的諸課題の解決と諸条件の改善に向けた改革を国会および政府・地方自治体、政党などに働きかけ、目標を実現する。活動にあたり、協力・協調関係にある政党および政治家との協力関係の強化、求める政治勢力の発展をめざしての選挙への取り組み、組合員の政治意識を高めるための政治教育が重要である。

政策・制度要求の実現に向けては、審議会等の政府・地方自治体の諮問機関への参加、協力・協調政党および政治家と連携した院内外の活動、世論喚起、大衆行動などを行う。取り組みに際しては市民グループや諸団体との連携を強める。また、情報公開法制定および市民による行政サービス監査委員制度導入を推進し、政策の実施状況の点検活動を行う。

組合員は、連合の政治理念や政策の基調を共有しその実現に向けて協働できる政党および政治家の躍進のために、選挙活動・個人献金・カンパなどに積極的に参加する。また、自主的に政治家の後援会や党員・党友として参加し、日常的に政治活動をおこなうことが期待される。

(2) 政党との関係

労働組合と政党とは、性格と機能を異にし、相互に独立・不介入の関係にある。

連合は、政策・制度要求の実現のために、政党および政治家への働きかけを行う。

連合は、上記の原則のもとに、「ゆとり・豊かさ・社会的公正」の実現に努力する労働組合にとって望ましい政党および政治家を支援し、選挙協力をすすめる。

連合および構成組織は、「連合の進路」、「日本の進路」、

「政治方針」、「運動方針」、「政策・制度要求と提言」など、連合の政治理念や政策の基調を共有し、その実現に向けて協働できる政党および政治家と協力関係をもつ。その場合の関係は、固定的な支持関係ではなく、政治理念・政策重視による協力・協調関係とし、政党との関係は大会で決定する運動方針の中で位置付ける。さらに具体的な支援協力は、選挙対応方針等で明確にする。

政治家との関係は、政策実現の観点からとくに政党を特定せず、目的と政策・要求の一致、政治家としての資質などを考慮し、協力関係を持つ。

(3)選挙活動と推薦基準

〔選挙活動〕

連合は、「ゆとり・豊かさ・社会的公正」の実現と生活者・勤労者を重視する政治への転換をめざし、われわれの求める新しい政権と政治勢力の樹立、定着、発展に協力する立場で選挙活動に取り組む。

〔推薦基準〕

推薦の範囲

- (a) 参議院議員、衆議院議員ならびに都道府県・指定都市の首長選挙における候補者については、連合本部・機関が推薦を決定する。
- (b) 上記選挙以外の候補者の推薦については、各地方連合会の機関で決める。

推薦基準

- (a) 「連合の進路」、「運動方針」、「政治方針」、「政策・制度要求と提言」など、連合の政治理念や政策の基調を共有し、その実現に向けて協働する立場で活動してきた候補者、または、活動しうると判断できる候補者を選択する。
- (b) 人格、識見、行動が、連合の推薦候補者としてふさわしいと判断される候補者を選択する。
- (c) 推薦にあたっては、政策協定を締結する候補者であることを要件とする。

推薦手続き等

- (a) 地方連合・機関での検討と推薦手続きについては、地方連合会で候補者の推薦を機関で図り、政治センターへ申請する。政治センター幹事は推薦申請に基づき検討を行い、中央執行委員会に報告する。中央執行委員会は推薦を決定し、直近の機関会議で了承を得る。
- (b) 構成組織の擁立候補については構成組織で組織内

候補者の推薦を政治センターに申請し、政治センターは当該地方連合会と調整のうえ、機関手続きを行うことができる。

その他

本「推薦要綱」の規定にない場合の推薦は、連合政治センターが調整を行い、中央執行委員会で決定する。

2010～2011年度 連合運動方針 総論（2009年10月 第11回定期大会）

すべての働く者の連帯で、希望と安心の社会を築こう！

1 私たちが働きくらす社会の情勢

(1) 世界同時金融危機の到来と新自由主義の破綻

2008年、アメリカのサブプライムローン問題が引き金となり、世界は同時金融危機に陥った。

金融システムのみならず、実体経済と雇用への打撃は世界に広がり、GDPの低下、失業率の上昇が深刻な問題となっている。金融機関への公的資金の投入、雇用対策や減税など、世界中が今、緊急対応に追われている。

1980年代のレーガン・サッチャーに象徴される新自由主義の政策思想によって、米英主導で進められた市場原理主義は、グローバルスタンダードであるがごとく急速に世界に浸透した。市場は万能との発想のもとで、社会は制御を失い、企業はステークホルダーの存在を無視して利益最優先、株主利益最優先の経営を行い、モラル無き過当な競争を繰り返した結果、公正さや安心、安全といった社会の基盤を揺るがしてしまった。

しかしながら、社会に持続可能性をもたらさない新自由主義の発想に支配された経済は、暴走の末、今回の金融危機により破綻した。アメリカにおいては、リーマンショック以降、巨大金融機関に公的資金が投入されるとともに、その影響は製造業にもおよび、GM、クライスラーの経営破綻、国有化という未曾有の事態を招くに至っている。そのショックは世界を駆けめぐり、経済不安、雇用不安は一気に高まっている。

(2) 実感なき景気回復、そして新自由主義的改革による爪痕

1980年代に台頭してきた新自由主義が1990年代から2000年代にかけて世界を席卷する中で、日本では小泉政権がその流れに拍車をかけ、「官から民へ」「小さな政府」「自己責任」といった市場原理主義的なスローガンが声高に叫ばれ、規制すべき分野まで自由化するなど新自由主義政策が進められた。「いざなぎ越え」といわれた景気回復期においては、大企業を中心に史上最高の利益が上げられたが、労働者への果実の配分は十分ではなかった。リストラの横行、さらには正規から非正規へと労働者の急激な置き換えなどが進み、それはまさに労働者の犠牲のうえに成り立った「ジョブレス・リカバリー（雇用なき景気回復）」であった。この10年間で正規雇用が約370万人減少、非正規雇用が680万人増加し、今や非正規雇用は全雇用の4割にもものぼる状況となり、日本の雇用構造は大きくゆがんでしまった。ワーキングプア

と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,000万人を超え、全雇用労働者の2割にまで達した。生活保護世帯も2002年より100万世帯を突破し、2009年4月には120万世帯を超えるまでに急増した。かつて社会システムを支えてきた1億総中流と呼ばれた層の厚い中間層は崩壊してしまった。雇用構造の変化に対応する社会保障システムも見直されてこなかった。貧困問題は子どもたちの教育にも深刻な影響を与え、「貧困の世代間連鎖」が進みつつある。一方、正規労働者にとっては長時間労働やメンタルヘルス不調問題に象徴されるように、生活や健康を犠牲にする働き方を余儀なくされてきた。そして、失業率が6%に迫り過去最悪の状況となる中で、かつて経験したことのない雇用危機、高失業率時代への懸念が高まっている。正規労働者も非正規労働者も明日に希望を抱けない社会の中であって、自殺者は11年連続で年間3万人を超える異常事態となり、親子間での殺人や凶悪犯罪も後を絶たず、国民の不安は募るばかりである。

(3) 底割れした日本社会

格差拡大や貧困問題が叫ばれているにもかかわらず、政府の無策が続く中、2008年秋のリーマンショック以降の世界同時不況の嵐により、日本の雇用は深刻な打撃を受けた。日本社会はまさに「底割れ」した状況に陥った。

これまでの日本は、高度経済成長を通じて確立されてきた正規雇用・男性中心の雇用・賃金体系が標準モデルとなっていた。そのため、非正規は女性による家計補助的な労働として位置づけられていた。社会保障システムもそれに適合させるかたちで存在してきた。しかしながら、バブル崩壊による就職氷河期世代の若者や企業倒産やリストラによる非正規再就職者などの増加により、新卒者や家計の担い手が非正規労働者として働かざるを得ず、セーフティネットも十分な手当てがされない状況の中で、不安定かつ低所得の労働者が急増した。こうした「底割れ」した社会では、いったん社会の底辺に落ち込んでしまうと、浮き上がるのは極めて困難である。拝金主義、自己利益優先主義が蔓延し、企業も個人もモラルの低下が指摘されて久しい。日本は世界に冠たる雇用国家であるが、雇用の安定こそ、社会の安定につながるということを、誰もが痛感する社会情勢となっている。

(4) 世界は変化の兆し、求められる国際連帯、高まるアジアの重要性

アメリカでは市場原理主義への反省を踏まえ、公正・公平、連帯といった価値観を重視するオバマ政権が誕生した。新大統領は雇用と環境を全面に掲げたグリーンニューディール政策を打ち出すとともに、国際金融を監視するヘッジファンド規制の強化を進めている。また、層の厚い中間層を復活させるには労働組合の機能強化が不可欠との認識のもと、労働組合支援にも乗り出した。2009年6月に開催されたILO総会では、世界同時経済危機に対し、政労使が一体となって雇用対策を中心に景気回復に取り組むとの「グローバル・ジョブズ・パクト」(仕事に関する世界協定)が採択された。世界は新たな価値観のもとで、これまでの枠組みに代わる新しい秩序を求め、確実に変わりつつある。持続可能な経済社会を実現するために、地球温暖化、資源・エネルギー、食料、貧困問題など、全地球的な課題に対する国際的な連携が求められている。とくに、低炭素社会の実現に向けた国際的枠組みづくりとその取り組みが重要となっており、「グリーン・ジョブ戦略」などを踏まえた運動も主要な課題となっている。

また、今日、核実験や核兵器開発など世界平和を脅かす深刻な状況も進行している。核兵器廃絶と核実験禁止に向けた国際的合意形成の取り組みは、唯一の被爆国としてのわが国の使命である。

国際連帯の重要性が高まる中、日本においてはとりわけアジア各国との関係強化が求められている。経済面でも「アジア内需」が重視されつつある。特に、中国やインドなどは世界経済に大きなインパクトを与える存在となっている。新たな世界経済秩序の構築に向けた国際労働運動の役割も不可欠であり、アジア労働運動における連合運動の主導的な役割が期待されている。

(5)日本も今こそパラダイムの転換を！

今こそ、日本は希望の国に向けて大きく舵を切り、「連帯と相互の支え合い」という協力原理が活かされる社会、ぬくもりのある思いやりの社会に転換していく必要がある。「連帯」「公正」「規律」「育成」「包摂」という5つ理念を重視し、力強い内需に支えられた層の厚い中間層を基盤とした社会、持続可能で子どもたちに夢を与えることができる社会の構築に向けて、パラダイムの転換を果たしていかなければならない。そうした国民の期待が、今回の政権交代を導いた。

2 連合運動を取り巻く情勢 ～ 2年間の取り組みを振り返って

(1)非正規・中小零細の底上げと

ワークルールの整備を最重点に取り組んだ2年間

第10回大会直後の2007年10月に非正規労働センターを設置し、非正規労働問題に取り組む連合の姿勢を明確にした中で、2年間を通じ、「STOP! THE 格差社会キャンペーン」を連続して展開、非正規や中小零細で働く労働者の底上げなどに向けて、労働契約法(2007年12月)、改正労働基準法(2008年12月)、改正障害者雇用促進法(2008年12月)、改正雇用保険法(2009年3月)、改正育児・介護休業法(2009年6月)などの成立に尽力した。最低賃金は改正最低賃金法の成立(2007年11月)や円卓合意(2008年6月)を踏まえ、この2年間で全国加重平均30円の引き上げを達成した。

雇用不安が深刻化した2008年末、12月を「緊急雇用対策月間」と位置づけ、政府や財界に対する要請を強化するなど運動の集中化をはかった。こうした流れの中、日本経団連との間で「雇用安定・創出に向けた労使共同宣言(2009年1月)」を行い、その後政府も含め「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意(2009年3月)」を行うなど、政労使で雇用問題が最優先との姿勢の共有化を進めた結果、第2のセーフティネットとして連合が求めてきた「就労・生活支援給付」制度を時限的ではあるが実現させることができた。

春季生活闘争では、配分のゆがみの是正・労働分配率の回復に向けて、中小共闘、パート共闘を強化し、取り組みを進めた。特に2009春季生活闘争からは、5つの共闘連絡会議を発足させ、賃金の波及力強化に向けて、体制の抜本的な枠組みの改革を進めた。

組織拡大については、第4次アクションプランの目標達成には遠くおよばなかったものの、2007年の労働組合基礎調査では、労働組合員総数が13年ぶりに増加に転じ、組織率の減少に歯止めがかかる状況になっている。

(2)労働相談を中心に定着が進んだ地域活動

106モデル地協を中心とした地域協議会活動の強化の取り組みの中で労働相談活動が定着しつつあり、地域での個別労使紛争などの解決に努めてきたほか、地方連合会と本部が連携し、相談活動を通じて明らかになった諸問題について、政府の雇用対策などに反映させることもできた。こうした地道な活動を重ねることによって、規制緩和一辺倒の流れから、労働者保護の視点が重視され

る政策へと転換を促した。

(3) 一定の前進がはかられた労働者支援、他団体との連携

「すべての働く者の連携で、ともに働き暮らす社会を実現しよう」とのスローガンのもと、派遣切りなど仕事と住居を喪失した労働者への支援カンパを組織内外の働く仲間呼びかけた結果、2009年9月中旬までに3億円を超えるカンパが集まった。各種団体への支援に加え、カンパ金を活用し、地方連合会がNPOなどと連携をはかるなどして自ら雇用と就労・生活支援の事業を展開するという新たな取り組みも進んでいる。政策制度の実現や世論喚起に向けた大衆運動においても、各種団体やNPOとの連帯の輪を広げる試みを進めてきた。

(4) 参議院での与野党逆転と「ねじれ国会」、

そして悲願の政権交代の実現！

2007年7月の参議院選挙で民主党が第一党に躍進し、与野党逆転を果たした。「ねじれ国会」と呼ばれる状況の中で、野党による議員立法の提出、与野党協議による法案修正が進む中で、ガソリン暫定税率の廃止や、公務員制度改革基本法の成立、さらには国会同意人事におけるチェック機能の強化など、国会運営が大きく変化した。また、政府・行政に対する監視機能が強化され情報公開が進んだ結果、「消された年金記録」などの問題が明らかになるなど、与党と霞が関が支配してきた政官癒着の政治構造が大きく揺らいだ。与党の政権運営は混迷し、国民の信を問わないままに小泉政権から安倍、福田と自公政権をつないだが、二代連続で総理が任期途中で職を投げ出すという異例の事態を招く中、総選挙のための顔としてそれを引き継いだ麻生政権の支持率は低下の一途をたどった。大型地方選挙や東京都議会議員選挙での敗北を重ねた結果、与党内も混乱をきたす中で2009年7月21日衆議院解散に追い込まれ、8月30日の総選挙となった。民主党を中心とする野党勢力は「政権交代」を掲げ、官僚や族議員中心の政治から、国民生活中心の政治、国民主権の政治への転換を訴え闘った結果、民主党単独で308議席、連立を組む社民党、国民新党をあわせると318議席を獲得、政権交代が実現した。連合は、この間、「STOP! THE 格差社会キャンペーン」を展開し、2007年7月の参議院選挙、そして今回の衆議院選挙を闘ってきた。今回の政権交代は連合結成以来の悲願の達成であり、民主政治の確立、国民本位の政治の実現に向けて、連合の果たす役割、責任は格段に大きくなった。

(5) 連合結成20年 - 残された課題、労働運動もパラダイムシフトを！

連合は、結成10周年に「21世紀ビジョン」を取りまとめ、「労働を中心とした福祉型社会」の構築というビジョンを打ち出した。また、外部有識者による「連合評価委員会」は、企業内組合の限界を克服し、働く者が連帯し社会の不条理と闘うことを連合に促した。連合は第8回大会以降、「連合が変わる、社会を変える」とのスローガンを掲げ、評価委員会報告での指摘を運動方針に反映させつつ取り組みを進めてきた。第10回大会では「すべての働く者の連帯で、ともに働き暮らす社会をつくろう」とのスローガンを打ち出し、連合はどう変わり、社会をどう変えるのかについて、その姿勢を明らかにした。そしてこの間、地方連合会における「地域に根ざした顔の見える運動」の推進とモデル地協の設置、非正規労働センターの設置と非正規労働者の処遇改善への取り組みなど、労働運動の社会的役割発揮に努めてきた。雇用不安が高まる中であって、連合に対する社会からの期待はますます大きくなっている。連合はそうした期待にこたえ、さらなる役割発揮に努めていかなければならない。

なお、この間、組合役員の拡大など女性の参画について、十分な実績を上げることができていないが、持続可能な社会の構築という観点からも、男女平等実現のための取り組み、労働組合役員への登用などの取り組み強化が求められる。

労働組合が機能しない市場経済は暴走する。労働組合は社会の安心、安定のためには欠くことのできないインフラであるとの認識の共有化を進め、労働運動に期待される役割、責任を果たしていかなければならない。

連合は結成20年を迎えた。2008年10月には運動の改革プランの策定のための「結成20周年PT」を立ち上げ、すべての構成組織、地方連合会での議論と、それを踏まえたPTによる「連合結成20周年にあたっての提言」が取りまとめられた。結成20周年の節目に「労働組合は何のために存在するのか」について、改めて原点に立ち戻り、確固たる認識の共有化と運動の前進をはかることが必要である。グローバル競争が激化し、労働組合は組合員の雇用・労働諸条件を守るために思考が内向きに傾きがちとの指摘もある中で、組合員の雇用や生活を守り、向上させていくためにも改めて労働運動に求められる社会的役割を高めていくことが不可欠であり、運動のベクトルをしっかりとその方向に定めるとの認識をすべての構成組織で共有化していく。

2010～2011年度 連合運動方針 各論その6 (2009年10月 第11回定期大会) 政策実現に向けた政治活動の強化

〔新政権との関係〕

1. 新しい政治への転換、政権交代のある政治の定着をめざし、長期の自公政権を打破して、民主党を中心とする連立政権が実現した。
連合は、新政権の安定した政権運営を期待して、その定着、発展に協力する。また、定期的かつ必要に応じて政策協議を行う。

〔政党との関係〕

2. 連合の政策・制度課題の実現に向けた政党との関係については、これまで基軸としてきた民主党をはじめ政策協定を締結した政党とも、政策協議の強化をはかる。なお、政策協議は、与野党問わず必要に応じて行う。

〔連合の「期待する政治」実現の取り組み〕

3. 連合は生活優先の社会への転換、勤労者・生活者の雇用とくらしを重視する政治の実現、幅広い住民参加による地方分権型社会への移行など、連合が「期待する政治」の実現のため、新政権および政権党との協力関係を重視し、積極的な努力を行う。そのため連合の体制の充実をはかる。

〔地方政治の活性化〕

4. 連合は地方の再生と活性化のため、抜本的な地方分権改革を推進する。そのため地方政治の活性化、とりわけ議会改革を進める。
地方議員の政策形成能力の涵養、地方議会での「議員立法」推進のための制度充実などに地方連合会は積極的に取り組むとともに、首長選挙・地方議会選挙において勤労者・生活者に基点を置いた政治勢力の拡大のための支援・協力を行う。

〔政治センターの機能強化〕

5. 労働組合の政治活動の強化のため、全国政治センター会議を開催するなど、政治センターの機能強化に取り組む。
6. 2009年度に決定した「政治活動教育実施計画」にもとづいて研修会を実施する。また、引き続き公職選挙法の学習会を開催するなどして、選挙運動におけるルールの徹底をはかる。
7. 連合組合員の政治意識の把握のため、「政治意識動

向調査」を行い、参議院選挙への反映をはかる。

8. 政党や政治家、有識者などと広く開かれた意見交換の場として、「連合政策フォーラム」(仮称)の開設について検討する。また、「連合の政治方針」について、新たな情勢を踏まえて検証する。

〔参議院選挙〕

9. 2010年7月に実施予定の第22回参議院選挙において、連合は引き続き、民主党の勝利をめざして取り組み、政権の安定をはかる。比例代表選挙では組織内擁立候補の上位当選をめざして、個人名での投票の徹底に取り組む。連合の全構成組織が結集する比例代表選挙のあり方を追求する。
10. 選挙区選挙は、地方連合会のリーダーシップのもと、比例代表候補との相乗効果の発揮を展望して、すべての地方構成組織を挙げて取り組む体制を築き、連合が推薦する候補者全員の当選を期して取り組む。
11. 連合は、重点政策を掲げて選挙戦を闘う。そのため民主党が連合政策との整合性をはかり、勤労者を基盤とする政策を基軸とするよう求めていく。推薦議員へは連合の政策の理解を高めるため、意見交換会、研修会などを本部、地方連合会の政治センター中心に開催する。

〔衆議院選挙〕

12. 第45回衆議院選挙後の政治情勢を見極めつつ、民主党を支援し、いつ解散があっても対応できるように次回選挙に向け準備作業を開始する。

〔地方選挙の取り組み〕

13. 連合は、地方・地域における連合政策の実現をめざして、2011年実施予定の第17回統一地方選挙をはじめとする地方選挙に取り組む。地方選挙も民主党と連携して取り組むことを基本に、構成組織は積極的に組織内候補の擁立をはかる。組織内候補は民主党の公認とするよう努める。
14. 地方選挙におけるマニフェストにもとづいた選挙を推進する。特に首長選挙では、地域の当事者能力を高め、分権改革を一層推進するため、連合は各候補者にマニフェストの作成を要請し、その内容を重視して態度決定を行う。

〔政治改革の推進〕

15. 連合は政党や21世紀臨調などと連携して、インターネットの活用や選挙運動に関する規制の見直しなど、政治の活性化と主権者意識の向上のための公職選挙法の改正に取り組む。また、労働組合の政治参加、政治活動のあり方について「政治資金規正法の改正」を視野に対策の強化をはかる。

〔推薦議員との連携強化〕

16. 連合組織内議員懇談会については、活動の強化をはかるとともに、連合推薦議員との連携の強化をすることを通じて、政策実現に向けた推薦議員との一層の連携の強化をはかる。
17. 地方連合会は「推薦議員懇談会」などの設置により推薦の国会議員、地方議員との連携を強化し、政策実現と政治勢力の拡大をはかる。また、各首長との定期協議などの開催を通じて、社会的影響力を高めていく。

連合 政治活動マニュアル

発行日 2010年4月8日

発行 日本労働組合総連合会・政治センター
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
TEL 03-5295-0524 FAX 03-5297-2763

発行人 南雲 弘行

制作 株式会社アプレ コミュニケーションズ

印刷 株式会社コンポーズ・ユニ
